

第3次真庭市障がい者計画

【障がい者計画・障がい福祉計画（障がい児福祉計画）】



真庭市キャラクター「まにぞう」

平成30年(2018年)3月
岡山県 真庭市

はじめに

真庭市では、第2次真庭市障がい者計画（以下「前計画」という。）に基づき、障がいのある人もない人も同じように生活し活動する社会をめざす「ノーマライゼーション」と、全ての人を孤独や排除から援護し健康的な生活の実現に繋げる社会をめざす「ソーシャルインクルージョン」の理念のもと、障がい者福祉施策の推進に取り組んでいます。

この度、前計画の計画期間が終了することと、児童福祉法の改正により障がい児福祉計画の策定が義務化されることから、前計画の進捗状況や課題などを見直し、障がいのある人が望む地域生活の支援やニーズの多様化に対応するため、「第3次真庭市障がい者計画【障がい者計画・第5期障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画）】」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画に基づき、障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進するためには、市民の皆さまをはじめ、地域や各種団体の方々と連携・協働し、共生社会の実現に向け一体となって取り組むことが重要であります。

今後も、更なる皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました真庭市地域福祉計画等策定委員会委員の皆さまをはじめ、障がい者関係団体の皆さま、アンケート調査・ワークショップにご参加・ご協力いただきました皆さまに、心より感謝と御礼を申し上げます。

平成30年（2018年）3月



真庭市長 太田 昇

目次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけと計画期間	2
第3節 策定体制	5
第2章 真庭市の状況	7
第1節 人口に関する状況	7
第2節 障害者手帳所持者の状況	8
第3節 難病の人の状況	18
第4節 療育・教育の状況	19
第5節 雇用・就労の状況	21
第6節 市民意見からみられる課題の総括	23
第3章 計画の基本的な考え方	35
第1節 基本理念	35
第2節 基本目標	35
第3節 計画の体系	37
第4章 障がい者福祉施策の方向	38
基本施策1 安全・安心の生活環境の確保	38
基本施策2 情報提供・意思疎通支援の充実	43
基本施策3 差別の解消・権利擁護及び虐待防止の推進	45
基本施策4 生活支援の推進	49
基本施策5 保健と医療サービスの充実	54
基本施策6 雇用・就業、経済的自立の支援	57
基本施策7 保育・教育の推進	60
基本施策8 文化芸術活動・スポーツ等の振興	63
第5章 障がい福祉計画（障がい児福祉計画）の推進	66
第1節 前期計画期間の実績評価	66
第2節 本計画における数値目標	71
第3節 障がい福祉サービスの見込量	74
第4節 地域生活支援事業の見込量	78
第5節 児童福祉法に基づくサービスの見込量	82
第6節 サービス見込み量の確保の考え方	83

第6章 計画の推進と評価.....	85
第1節 計画の点検・管理体制.....	85
第2節 協働による計画の推進.....	86
第7章 資料編.....	87
制度改正の動向.....	87
真庭市地域福祉計画等策定委員会設置規程.....	90
真庭市地域福祉計画等策定委員会委員名簿.....	92
用語解説.....	93

用語解説について

計画書本文内で、右上に※印のついている用語については、P93の「用語解説」で説明しています。

例：共生社会※



※「障害」を「障がい」と表記することについて

本計画書では、障がいのある人や支援者の思いを大切にし、市民の障がいのある人に対する理解を深めていただくため、法令の名称や固有名称を除き、「害」の漢字を用いなくて、ひらがなで表記しました。

第1章 計画の概要

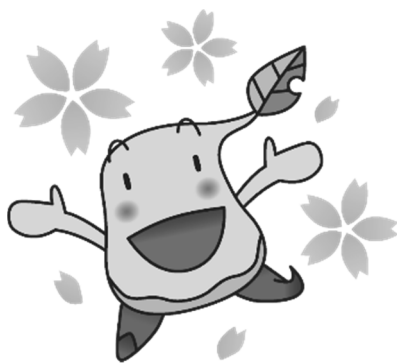
第1節 計画策定の趣旨

障がいのある人が住み慣れた地域において安心して自立した生活を送ることができるよう支援することを目的に、平成18年度（2006年度）に障害者自立支援法が施行され、身体障がい、知的障がい、精神障がいの障がいごとに別々の法律に基づいて実施されていた福祉サービスを利用するための仕組みが、市町村に一元化されました。

本市においては、障害者自立支援法の施行により、障がい福祉サービス等の確保に関する計画として「市町村障がい福祉計画」の策定が義務付けられたことから、平成18年度（2006年度）に「真庭市障がい者計画（障がい者計画・障がい福祉計画）」を、平成20年度（2008年度）には「第2期障がい福祉計画」を、平成23年度（2011年度）には「第2次真庭市障がい者計画（障がい者計画・第3期障がい福祉計画）」を策定し、すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「ノーマライゼーション」と「ソーシャルインクルージョン」を基本理念とし、障がい福祉に係る施策を計画的に推進してきたところです。平成26年度（2014年度）には「第4期障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に努めてきました。

障がい者福祉に関する法律の制定・施行など、障がいのある人をめぐる環境が大きく変化する中、障がいのある人が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会をつくるうえで、市町村が担う役割はこれまでも増して重要なものとなってきています。

この度、前計画の計画期間が終了することと、児童福祉法の改正により障がい児福祉計画の策定が義務化されることから、これまでの障がい者福祉施策の進捗状況や課題などを検討し、障がいのある人やその家族のニーズの多様化に対応し、共生社会^{*}の実現に向けて、障がい者施策を総合的・計画的に推進するため「第3次真庭市障がい者計画【障がい者計画・第5期障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画）】」を策定します。



第 2 節 計画の位置づけと計画期間

(1) 法的な位置づけ

障がい者計画は、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現という基本目標を掲げる障害者基本法の第 11 条に基づく「市町村障がい者計画」です。本市では国の「障害者基本計画」、岡山県（以下、「県」という。）の「岡山県障害者計画」に即し、障がい者施策を長期的視点に立って総合的・計画的に推進するため「障がい者計画」を策定します。

障がい福祉計画は、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援する障害者総合支援法の第 88 条に基づく「市町村障がい福祉計画」です。障がい児福祉計画は、児童福祉法の改正により策定が義務付けられ、本計画より新たに策定するもので、児童が心身ともに出生・育成が健やかであり、その生活が保障愛護されることを理念とする児童福祉法の第 33 条に基づく「市町村障がい児福祉計画」です。

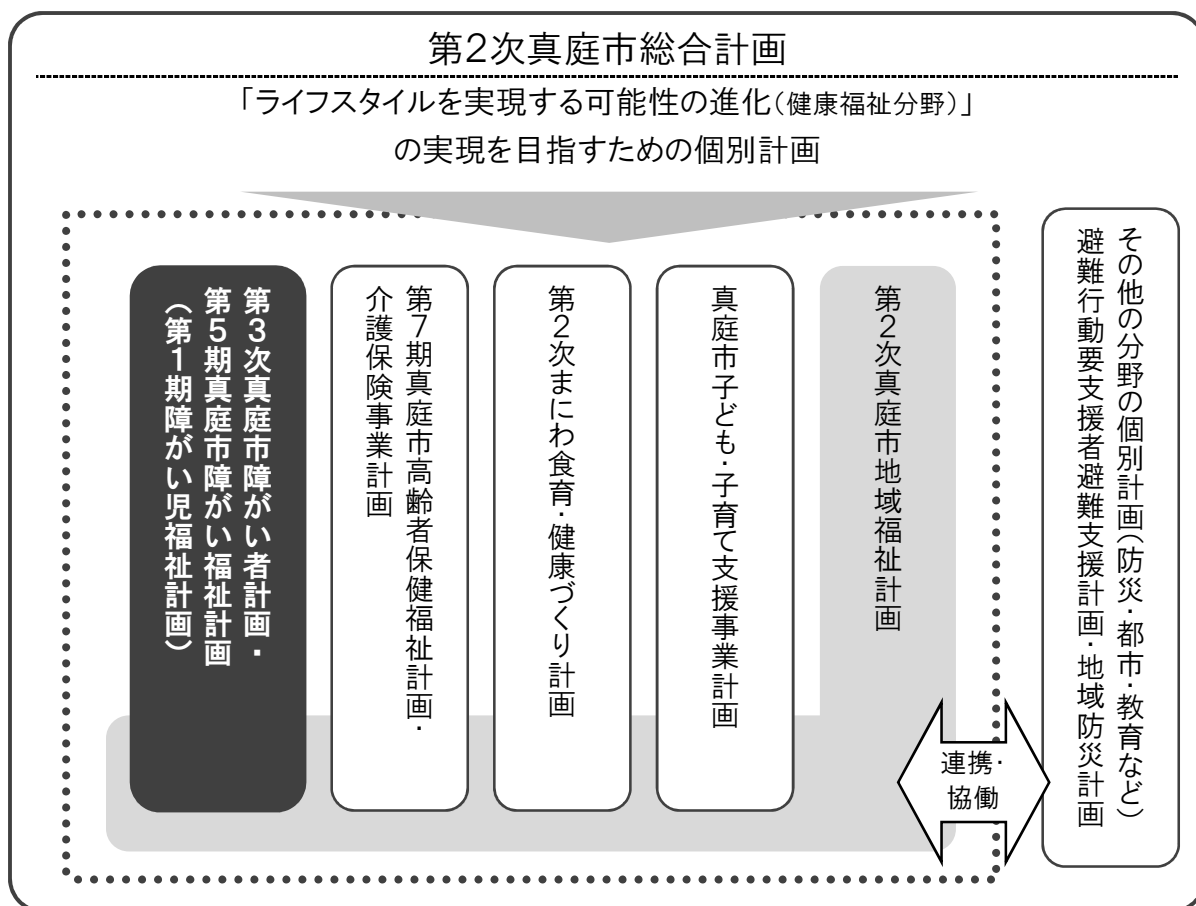
本市ではそれぞれ国の基本指針を踏まえ、県の「岡山県障害福祉計画・障害児福祉計画」と整合性を図りながら、障がい福祉サービス等の提供体制の確保や必要な見込量などを設定し、一体的な計画として「障がい福祉計画（障がい児福祉計画）」を策定します。



(2) 関連計画との位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第2次真庭市総合計画」の健康福祉分野に係る施策として掲げられている「ライフスタイルを実現する可能性の進化」の取組との整合を図りながら策定しています。

また、計画策定にあたっては各福祉計画を横断した取組の方向を定めた地域福祉計画を上位計画とし、児童福祉・高齢者福祉等の福祉関連計画との整合を図りながら、各分野との連携・協働^{*}のもと総合的に推進するものとします。



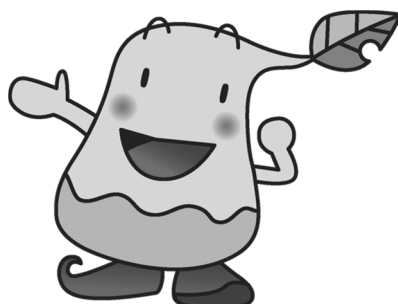
(3) 計画の期間

障がい者計画の計画期間は、平成30年度(2018年度)から平成35年度(2023年度)までの6年間とします。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、計画期間が3年間と定められていることから、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの3年間です。

ただし、この間の社会保障制度全般の改正動向や本市を取り巻く社会経済状況の変化によっては、必要に応じて見直し等の調整を図るものとします。

本計画と 主な関連計画	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
第2次真庭市総合計画	現行計画(平成36年度(2024年度)まで)					
第2次真庭市地域福祉計画	第2次計画					
真庭市障がい者計画	第3次計画					
真庭市障がい福祉計画 (障がい児福祉計画)	第5期計画(第1期計画)			次期計画		
真庭市高齢者保健福祉 計画・介護保険事業計画	第7期計画			次期計画		
まにわ食育・健康づくり 計画	現行計画(平成37年度(2025年度)まで)					
真庭市子ども・子育て支 援事業計画	現行計画		次期計画(次世代育成支援行動計画含む)			



第3節 策定体制

(1) 市民アンケート調査

障がいのある人の生活実態や福祉に対する考え方、福祉ニーズ等の把握及び障害者手帳を持っていない市民の障がいや障がいのある人、障がい者福祉に対する意識等を把握するため「真庭市障がい者（児）福祉に関するアンケート調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

区分	障害者手帳所持者対象調査	市民対象調査
調査対象	市内にお住まいの障害者手帳を所持する方から無作為抽出	市内にお住まいの障害者手帳を所持していない市民から無作為抽出
調査数	1,000件	400件
調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	平成29年（2017年）6月8日（木）～6月23日（金）	
調査票回収数	526件	198件
回収率	52.6%	49.5%

(2) 市民ワークショップ

同年度に策定する「第2次真庭市地域福祉計画」において実施された市民ワークショップにおいて、障がいのある人への理解をテーマにした意見を出し合う機会を設け、障がいのある人の生活の困りごとやその課題解決にあたっての必要な取組や役割など、地域のアイデアをお聞きし、計画に反映しました。

区分	第1回	第2回	第3回	第4回
テーマ	地域活動の充実	支え合いの和（輪）づくり	障がいのある人への理解	安心して暮らせるまちづくり
開催日時	平成29年（2017年）8月17日（木）		平成29年（2017年）8月24日（木）	
	午後2時30分～ 午後4時30分	午後7時00分～ 午後9時30分	午後2時30分～ 午後4時30分	午後7時00分～ 午後9時30分
開催場所	真庭市役所 本庁舎 2階 大会議室		真庭市役所 本庁舎 3階 会議室	
参加者数	市民参加者 51名 （内高校生等 9名）	市民参加者 42名 （内高校生等 3名）	市民参加者 40名 （内高校生等 3名）	市民参加者 44名 （内高校生等 5名）

(3) 関係団体ヒアリング調査

市内の障がいのある人とその家族、支援者の実態や抱える課題、意見・要望等を把握し計画に反映させるため、関係団体を対象にヒアリング調査を実施しました。

実施期間	平成 29 年 (2017 年) 8 月～9 月
実施団体数	<ul style="list-style-type: none">・真庭市手をつなぐ親の会・真庭市身体障害者福祉協会・まにわシードの会・真庭ほのぼの会・ひまわりの会・どーなつの会・旭川荘真庭地域センター家族の会

(4) 真庭市地域福祉計画等策定委員会

保健医療関係者、社会福祉事業従事者、学識経験者、当事者団体、行政関係者等で構成される「真庭市地域福祉計画等策定委員会」において、前計画の進捗の評価・検討や本計画の目標や方向性等の設定に係る審議を経て作成しました。

※真庭地域自立支援協議会において、「前計画」、「第4期計画」の検証・評価及び本計画の目標や方向性について意見を聴取しました。

委員会開催時期	第 1 回策定委員会	平成 29 年 (2017 年) 5 月 18 日 (木)
	第 2 回策定委員会	平成 29 年 (2017 年) 9 月 14 日 (木)
	第 3 回策定委員会	平成 29 年 (2017 年) 10 月 26 日 (木)
	第 4 回策定委員会	平成 29 年 (2017 年) 11 月 30 日 (木)
	第 5 回策定委員会	平成 30 年 (2018 年) 2 月 15 日 (木)

(5) パブリックコメント[※]

計画案の概要を公開し、広く意見を聴取する「パブリックコメント」を平成 30 年 (2018 年) 1 月 9 日 (火)～1 月 31 日 (水) の期間を設け実施しました。計画案に対するご意見はありませんでした。

また、平成 29 年 (2017 年) 12 月 22 日付けで真庭市議会文教厚生常任委員会から意見書の提出があり、受理し計画に反映しました。

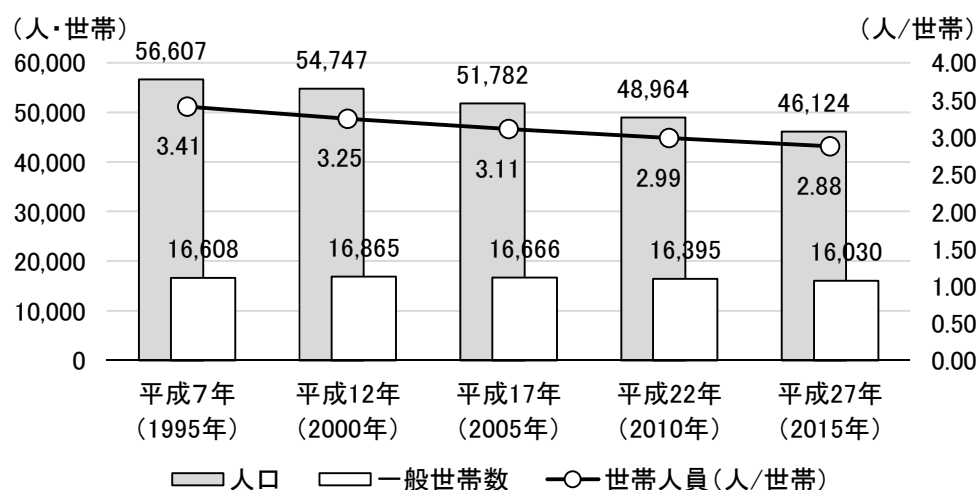
第2章 真庭市の状況

第1節 人口に関する状況

本市の人口及び世帯数は減少傾向・核家族化傾向で推移しており、平成27年(2015年)の人口は46,124人、世帯数は16,030世帯、世帯人員は2.88人となっています。

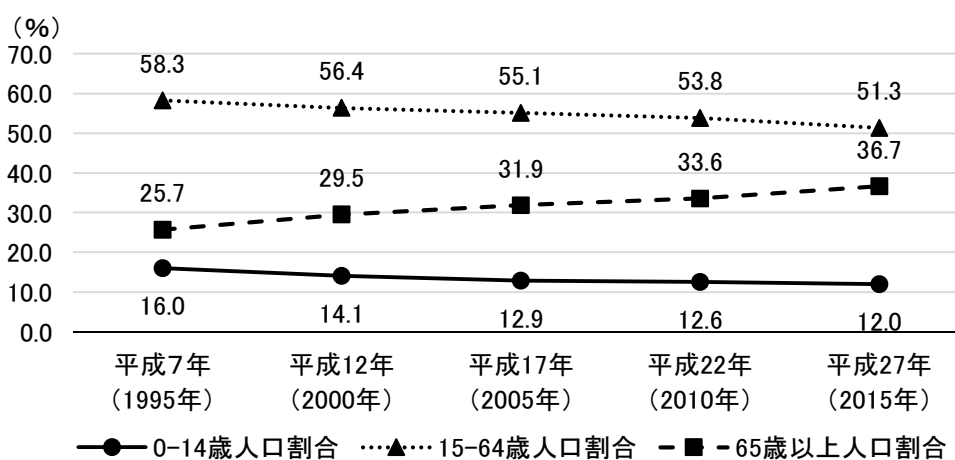
年齢3区分別の構成比の推移をみると、高齢化率(65歳以上人口割合)が平成27年(2015年)で36.7%と増加傾向で推移しており、少子高齢化の進行がみられます。

■人口及び世帯数の推移



資料：国勢調査

■年齢3区分別の構成比の推移



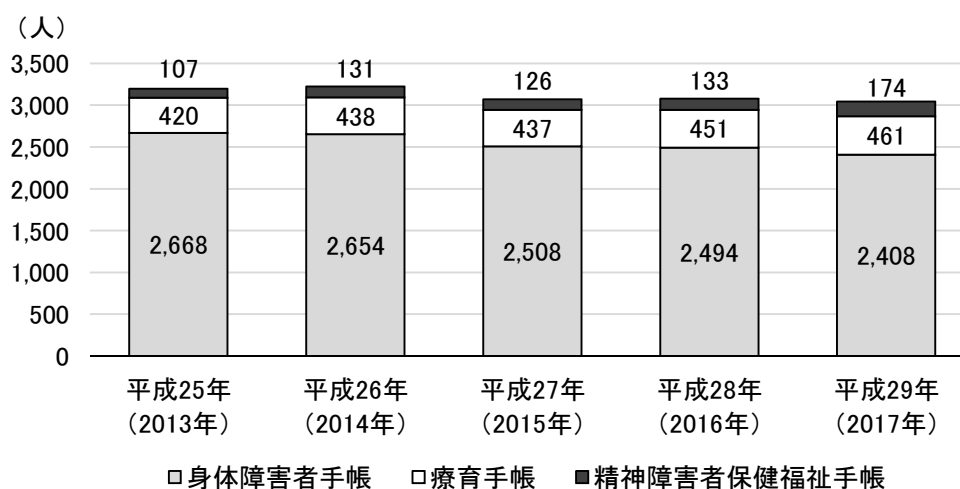
資料：国勢調査

第 2 節 障害者手帳所持者の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

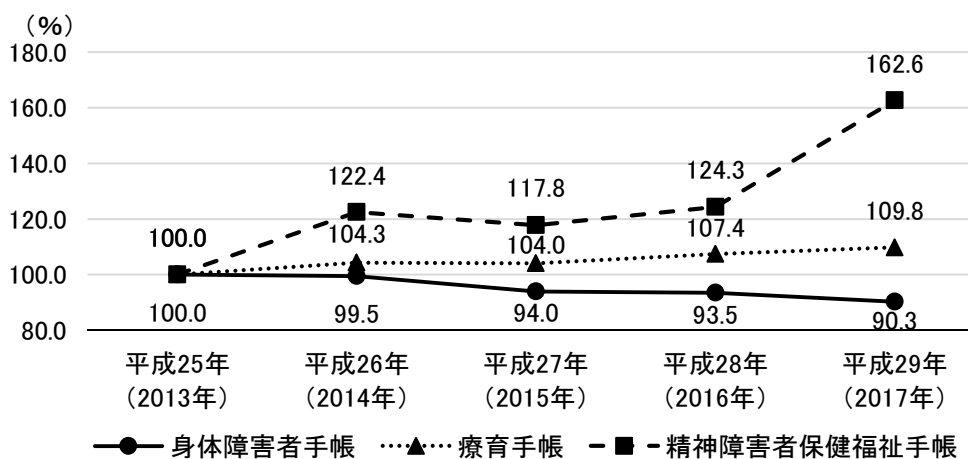
身体障害者手帳*所持者は減少傾向で推移しており、平成 29 年（2017 年）では 2,408 人となっています。一方、療育*手帳*所持者は 461 人、精神障害者保健福祉手帳*所持者は 174 人で増加傾向となっており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者が増加しています。

■各障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課 各年 3 月 31 日

■平成 25 年（2013 年）を 100.0 としたときの増減の推移



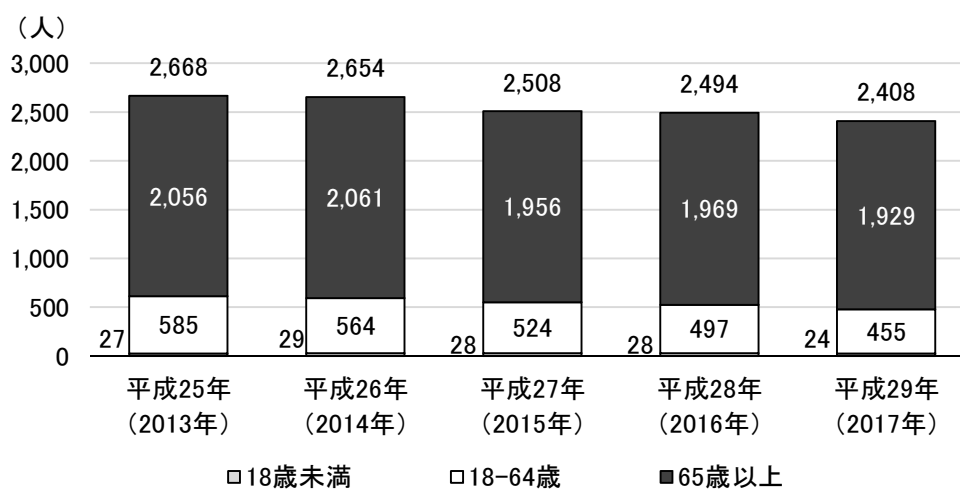
資料：福祉課 各年 3 月 31 日

(2) 身体障がいのある人の状況

①身体障害者手帳所持者（年齢3区分別）の状況

身体障害者手帳所持者を年齢3区分別で見ると、平成29年（2017年）では65歳以上が1,929人（80.1%）と多くなっており、平成25年（2013年）以降の65歳以上の構成比は微増で推移しています。

■身体障害者手帳所持者数（年齢3区分別）の推移



■身体障害者手帳所持者数（年齢3区分別構成比）の推移

単位：%

区分	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
18歳未満	1.0	1.1	1.1	1.1	1.0
18-64歳	21.9	21.3	20.9	19.9	18.9
65歳以上	77.1	77.7	78.0	78.9	80.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

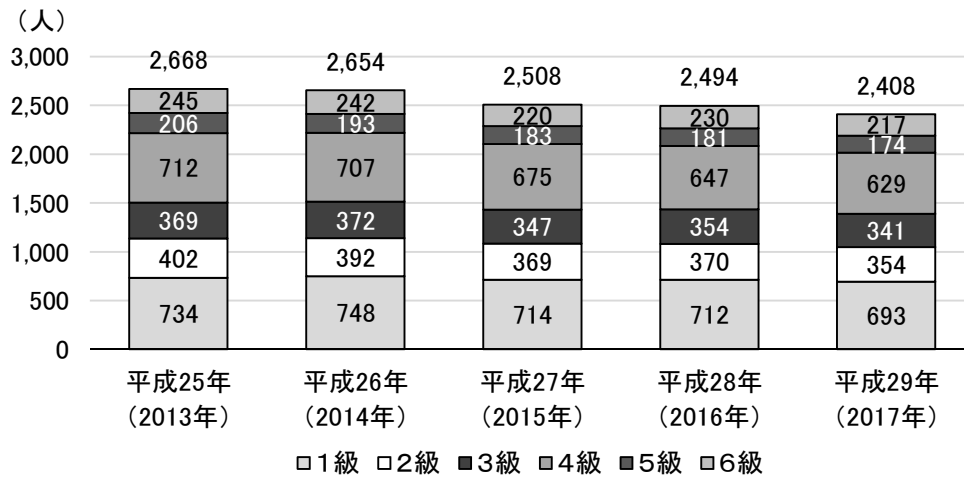
資料：福祉課 各年3月31日



②身体障害者手帳所持者（等級別）の状況

等級別で見ると、平成29年（2017年）では1級が693人（28.8%）で最も多く、2級の354人（14.7%）も含めると43.5%を占め、重度の人が多い状況となっています。

■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移



■身体障害者手帳所持者数（等級別構成比）の推移

単位：%

区分	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
1級	27.5	28.2	28.5	28.5	28.8
2級	15.1	14.8	14.7	14.8	14.7
3級	13.8	14.0	13.8	14.2	14.2
4級	26.7	26.6	26.9	25.9	26.1
5級	7.7	7.3	7.3	7.3	7.2
6級	9.2	9.1	8.8	9.2	9.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

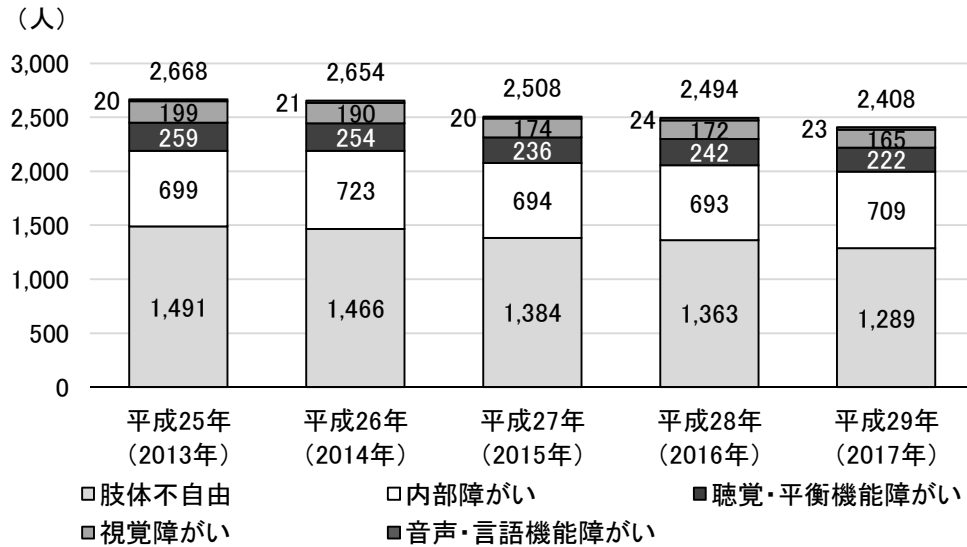
資料：福祉課 各年3月31日



③身体障害者手帳所持者（障がい種別）の状況

障がい種別でみると、平成 29 年（2017 年）では肢体不自由が 1,289 人（53.5%）と、過半数を占めて高くなっています。次いで、内部障がいが 709 人（29.4%）で高くなっています。

■身体障害者手帳所持者数（障がい種別）の推移



■身体障害者手帳所持者数（障がい種別構成比）の推移

単位：%

区分	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)
肢体不自由	55.9	55.2	55.2	54.6	53.5
内部障がい	26.2	27.2	27.6	27.8	29.4
聴覚・平衡機能障がい	9.7	9.6	9.4	9.7	9.2
視覚障がい	7.5	7.2	6.9	6.9	6.9
音声・言語機能障がい	0.7	0.8	0.8	1.0	1.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

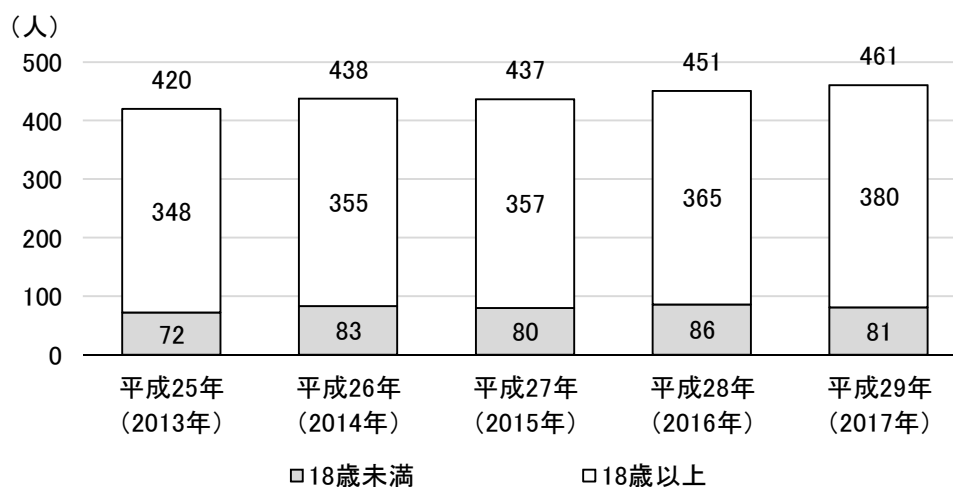
資料：福祉課 各年 3 月 31 日

(3) 知的障がいのある人の状況

①療育手帳所持者（年齢2区分別）の状況

療育手帳所持者を年齢2区分別で見ると、平成29年（2017年）では18歳以上が380人（82.4%）、18歳未満が81人（17.6%）となっており、18歳以上の所持者数が増加しています。

■療育手帳所持者数（年齢2区分別）の推移



■療育手帳所持者数（年齢2区分別構成比）の推移

単位：%

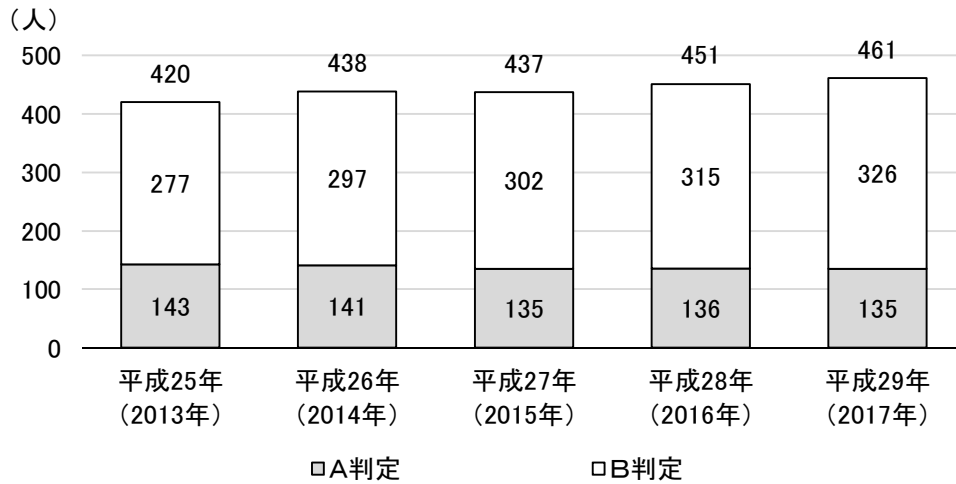
区分	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
18歳未満	17.1	18.9	18.3	19.1	17.6
18歳以上	82.9	81.1	81.7	80.9	82.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：福祉課 各年3月31日

②療育手帳所持者（等級別）の状況

等級別で見ると、A判定の人の微減に対しB判定の人は増加で推移しており、平成29年（2017年）ではB判定が326人（70.7%）、A判定が135人（29.3%）となっています。

■療育手帳所持者数（等級別）の推移

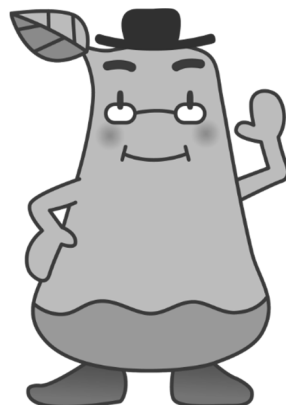


■療育手帳所持者数（等級別構成比）の推移

単位：%

区分	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
A判定	34.0	32.2	30.9	30.2	29.3
B判定	66.0	67.8	69.1	69.8	70.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：福祉課 各年3月31日



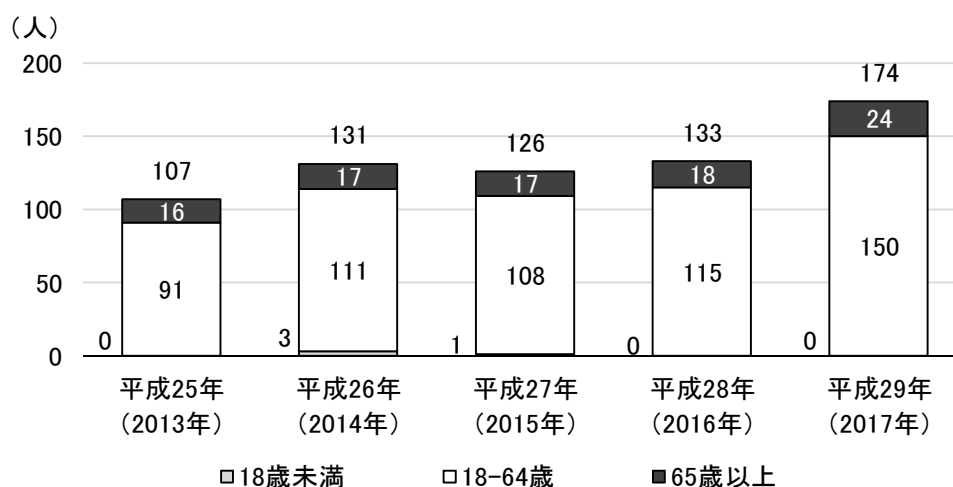
(4) 精神障がいのある人の状況

①精神障害者保健福祉手帳所持者（年齢3区分別）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢3区分別で見ると、平成29年（2017年）の総数は174人と、平成28年（2016年）の133人から大きく増加しています。

また、18-64歳が150人（86.2%）、65歳以上が24人（13.8%）と、18-64歳の割合が高くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者（年齢3区分別）の推移



■精神障害者保健福祉手帳所持者（年齢3区分別構成比）の推移

単位：%

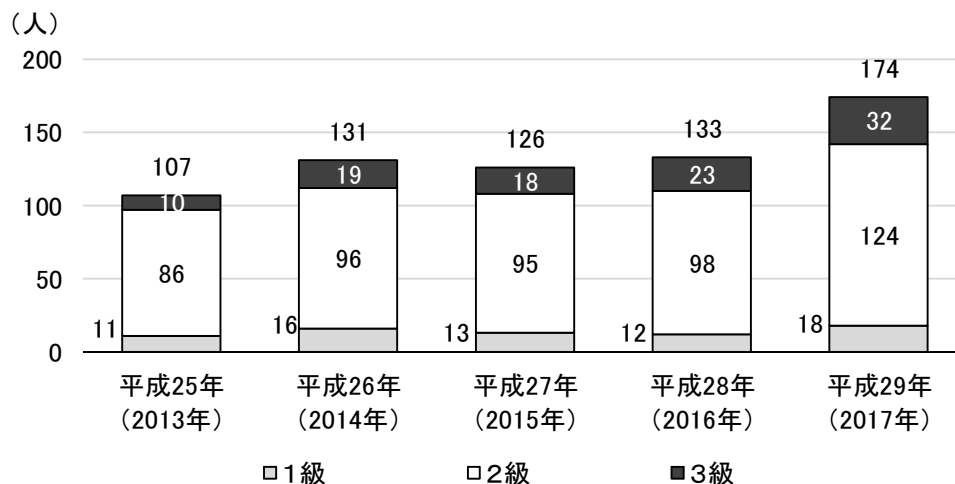
区分	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
18歳未満	0.0	2.3	0.8	0.0	0.0
18-64歳	85.0	84.7	85.7	86.5	86.2
65歳以上	15.0	13.0	13.5	13.5	13.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：福祉課 各年3月31日

②精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）の状況

等級別で見ると、2級の人が7割台を占めて高くなっています。また、3級の人が平成25年（2013年）の10人（9.3%）に対し、平成29年（2017年）では32人（18.4%）と比率が高くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移



■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別構成比）の推移

単位：%

区分	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
1級	10.3	12.2	10.3	9.0	10.3
2級	80.4	73.3	75.4	73.7	71.3
3級	9.3	14.5	14.3	17.3	18.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

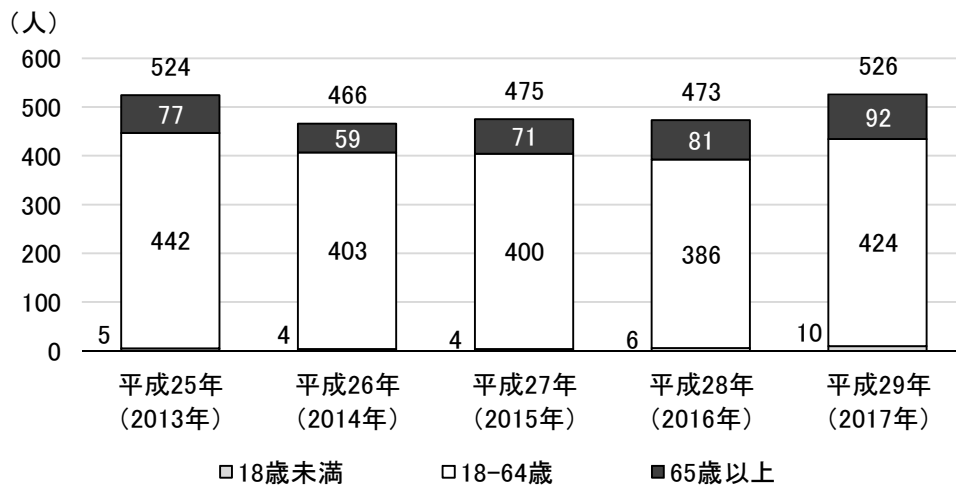
資料：福祉課 各年3月31日



③自立支援医療※（精神通院医療）受給者の状況

精神疾患による自立支援医療費の申請者数は、平成 29 年（2017 年）では 526 人と、平成 25 年（2013 年）の 524 人と同程度となっています。平成 29 年（2017 年）の 65 歳以上が 92 人（17.5%）と、平成 25 年（2013 年）の 77 人（14.7%）と比べて微増しています。

■自立支援医療（精神通院医療）（年齢 3 区分別）の推移



■自立支援医療（精神通院医療）（年齢 3 区分別構成比）の推移

単位：%

区分	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)
18 歳未満	1.0	0.9	0.8	1.3	1.9
18-64 歳	84.4	86.5	84.2	81.6	80.6
65 歳以上	14.7	12.7	14.9	17.1	17.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

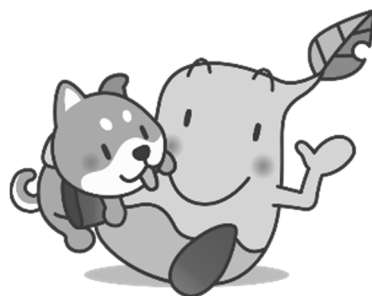
資料：岡山県精神保健福祉センター 各年 3 月 31 日

■参考：自立支援医療(精神通院医療)受給者の精神疾患による分類(平成29年(2017年))

単位：人・%

区分		18歳未満	18-64歳	65歳以上	計
症状性を含む器質性精神障がい	人数	0	6	2	8
	構成比	0.0	75.0	25.0	100.0
精神作用物質使用による精神及び行動の障がい	人数	0	16	5	21
	構成比	0.0	76.2	23.8	100.0
統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい	人数	0	150	41	191
	構成比	0.0	78.5	21.5	100.0
気分障がい(感情障がい)	人数	1	110	29	140
	構成比	0.7	78.6	20.7	100.0
神経症性障がい、ストレス関連障がい及び身体表現性障がい	人数	0	43	5	48
	構成比	0.0	89.6	10.4	100.0
生理的障がい及び身体要因に関連した行動症候群	人数	0	4	0	4
	構成比	0.0	100.0	0.0	100.0
成人の人格及び行動の障がい	人数	0	6	0	6
	構成比	0.0	100.0	0.0	100.0
精神遅滞	人数	0	8	1	9
	構成比	0.0	88.9	11.1	100.0
心理発達の障がい	人数	6	39	0	45
	構成比	13.3	86.7	0.0	100.0
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障がい	人数	1	5	0	6
	構成比	16.7	83.3	0.0	100.0
特定不能の精神障がい	人数	0	0	0	0
	構成比	-	-	-	-
てんかん	人数	2	37	9	48
	構成比	4.2	77.1	18.8	100.0
計	人数	10	424	92	526
	構成比	1.9	80.6	17.5	100.0

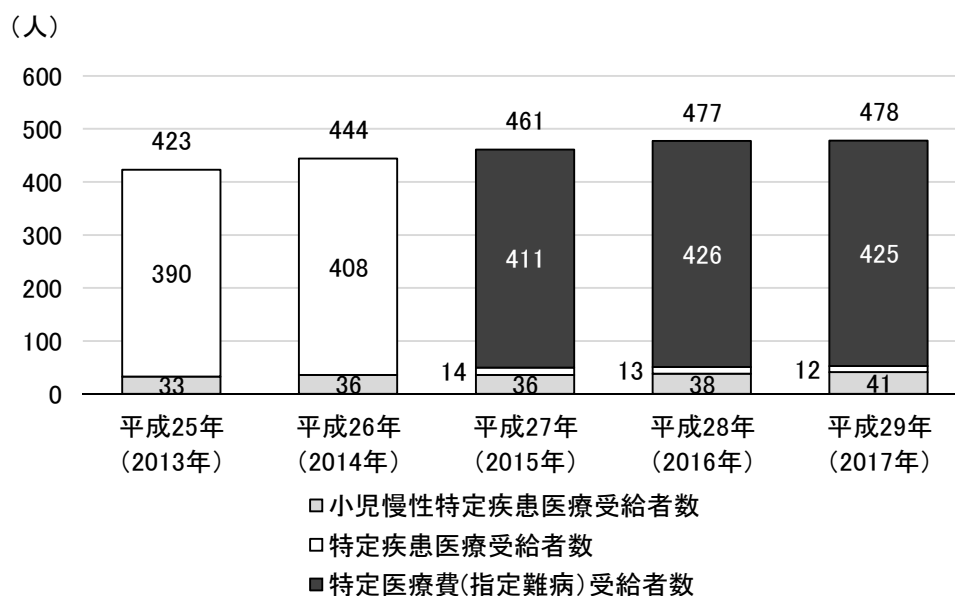
資料：岡山県精神保健福祉センター



第3節 難病※の人の状況

特定疾患※医療受給者数をみると、平成29年（2017年）では478人で増加傾向がみられます。うち特定医療費（指定難病）受給者数が425人と多数を占めています。

■ 特定疾患医療受給者数の推移



■ (再掲) 特定疾患医療受給者数の推移

単位：人

区分	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
小児慢性特定疾患医療受給者数	33	36	36	38	41
特定疾患医療受給者数	390	408	14	13	12
特定医療費(指定難病)受給者数			411	426	425
計	423	444	461	477	478

資料：真庭保健所真庭保健課 各年3月31日



第4節 療育・教育の状況

(1) 療育訓練の状況

幼稚園・保育園・認定こども園において、様々な障がいのある子どもたちが、集団生活を通して発達や成長が促されるように、療育訓練事業(たんぼぼ園)を実施しており、概ね100人前後の利用があります。

■たんぼぼ園利用者数の状況

単位：人

区分	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
利用者	116	106	99	90

資料：健康推進課 各年度3月31日

(2) 特別支援学級[※]の状況

本市における特別支援学級の設置状況をみると、平成29年度(2017年度)では、小学校が13校、中学校では6校が特別支援学級を設置しており、小学校の児童数は43人、中学校の生徒数は31人となっています。

■特別支援学級の設置状況

区分		平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
小学校	学校数	25校	24校	24校	24校	24校
	設置校数	16校	15校	15校	13校	13校
	学級数	21学級	19学級	19学級	17学級	17学級
	児童数	55人	51人	47人	47人	43人
中学校	学校数	7校	7校	7校	6校	6校
	設置校数	7校	7校	7校	6校	6校
	学級数	13学級	13学級	13学級	10学級	11学級
	生徒数	42人	36人	41人	32人	31人

資料：学校教育課 各年度5月1日現在

特別支援学級の在籍状況をみると、知的障がいのある子ども、自閉症*・情緒障がい*のある子どもの在籍数が多くなっています。

通級指導教室*は平成 26 年度（2014 年度）に 2 教室となり、平成 29 年度（2017 年度）の児童数は 30 人となっています。

■特別支援学級の在籍状況

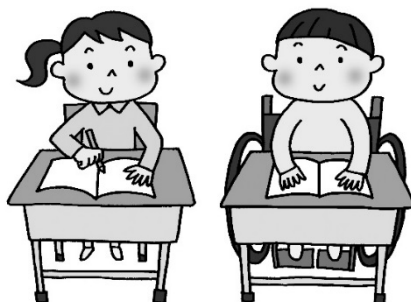
区分			平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
知的障がい	小学校	学級数	8 学級	7 学級	7 学級	7 学級	9 学級
		児童数	22 人	18 人	20 人	21 人	21 人
	中学校	学級数	7 学級	7 学級	6 学級	4 学級	3 学級
		生徒数	21 人	20 人	18 人	9 人	10 人
自閉症・ 情緒障がい	小学校	学級数	12 学級	11 学級	10 学級	9 学級	7 学級
		児童数	32 人	31 人	24 人	24 人	20 人
	中学校	学級数	5 学級	5 学級	5 学級	6 学級	6 学級
		生徒数	20 人	15 人	22 人	22 人	20 人
難聴	小学校	学級数	1 学級	1 学級	1 学級	1 学級	1 学級
		児童数	1 人	2 人	2 人	2 人	1 人
	中学校	学級数	0 学級	0 学級	0 学級	0 学級	1 学級
		生徒数	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
肢体不自由	小学校	学級数	0 学級	0 学級	1 学級	0 学級	0 学級
		児童数	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人
	中学校	学級数	1 学級	1 学級	1 学級	1 学級	1 学級
		生徒数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

資料：学校教育課 各年度 5 月 1 日現在

■通級指導の状況

区分		平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
自閉症・ 情緒障がい	教室数	1 教室	2 教室	2 教室	2 教室	2 教室
	児童数	23 人	26 人	31 人	37 人	30 人

資料：学校教育課 各年度 5 月 1 日現在



(3) 特別支援学校※の状況

特別支援学校に在籍している児童・生徒は、平成 29 年度（2017 年度）では 46 人となっており、主に岡山県立誕生寺支援学校に在籍している児童・生徒が多くなっています。

■特別支援学校の在籍状況（平成 29 年（2017 年）5 月 1 日現在）

区分	小学部	中学部	高等部	計
岡山県立岡山聾学校	1	0	0	1
岡山県立健康の森学園支援学校	2	1	4	7
岡山県立誕生寺支援学校	2	8	21	31
岡山県立岡山支援学校	0	0	0	0
岡山県立早島支援学校	0	0	1	1
鳥取県立皆生養護学校	0	0	1	1
鳥取県立倉吉養護学校	2	0	2	4
鳥取県立鳥取聾学校	1	0	0	1
計	8	9	29	46

資料：学校教育課

第 5 節 雇用・就労の状況

津山公共職業安定所管内の事業所における障がいのある人の雇用状況をみると、平成 28 年（2016 年）6 月 1 日現在、実雇用率は 2.18%と、法定雇用率※の 2.0%を上回っています。なお、法定雇用率制度の見直しにより法定雇用率は平成 30 年（2018 年）4 月 1 日に 2.2%へと引き上げられる予定となっています。

■津山公共職業安定所管内（美作出張所管内を除く）（平成 28 年（2016 年）6 月 1 日現在）

企業規模 従業員数 (人)	企業数 (企業)	算定基礎 労働者数 (人)	障がい者の数(人)				雇用率 (%)	雇用率 未達成 企業の 割合 (%)
			重度 (A)	重度以外 (B)	短時間中 軽度・精神 障がい者 (C)	雇用数計 (A×2+ B+C×0.5)		
50～99	51	3,485.0	11	27	14	56.0	1.61	52.94
100～299	45	7,510.0	31	97	17	167.5	2.23	46.67
300～499	10	3,383.5	23	32	1	78.5	2.32	50.00
500～999	4	2,476.0	9	51	0	69.0	2.79	25.00
1,000～	1	763.5	4	5	0	13.0	1.70	100.00
計	111	17,618.0	78	212	32	384.0	2.18	49.55

資料：津山公共職業安定所

岡山県内の企業では、実雇用率は2.45%と、法定雇用率の2.0%を上回っています。

障がいのある人の求職状況をみると、有効求職者数は第1種登録者が103人、第2種登録者が196人の合計299人となっています。新規求職申込件数のうち就職に至った人の割合は第1種登録者で53.5%、第2種登録者で58.9%と、あわせて6割弱の就職率となっています。

■岡山県（平成28年（2016年）6月1日現在）

企業規模 従業員数 (人)	企業数 (企業)	算定基礎 労働者数 (人)	障がい者の数(人)				雇用数計 (A×2+ B+C×0.5)	雇用率 (%)	雇用率 未達成 企業の 割合 (%)
			重度 (A)	重度以外 (B)	短時間中 軽度・精神 障がい者 (C)				
50～99	650	44,972.5	277	627	364	1,363.0	3.03	49.85	
100～299	516	79,009.0	497	1,072	429	2,280.5	2.89	42.83	
300～499	98	34,621.0	165	281	26	624.0	1.80	53.06	
500～999	55	36,065.5	206	402	34	831.0	2.30	43.64	
1,000～	33	87,828.0	376	938	251	1,815.5	2.07	36.36	
計	1,352	282,496.0	1,521	3,320	1,104	6,914.0	2.45	46.82	

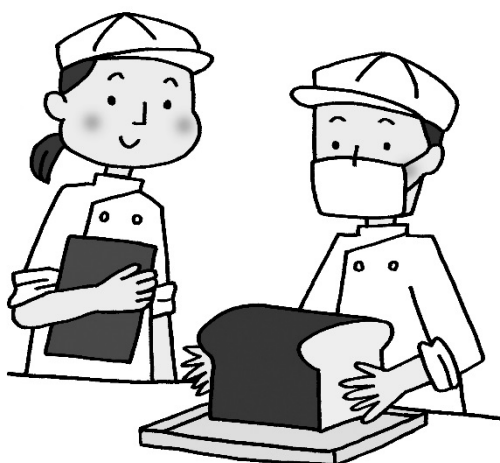
資料：津山公共職業安定所

■障がいのある人の求職状況（平成29年（2017年）6月1日現在）

単位：人・件・%

区分	第1種登録者 (身体障がい者)	第2種登録者 (知的・精神障がい者)	計
新規求職申込件数	71	129	200
有効求職者数	103	196	299
就職件数	38	76	114
就職率	53.5	58.9	57.0

資料：津山公共職業安定所



第6節 市民意見からみられる課題の総括

(1) 相談体制・情報提供について

① 相談体制について

相談相手は身近な地域の人が多く、身近な相談窓口や専門性の高い相談が求められている
▶身近な相談場所の充実、相談対応の強化、相談と支援をつなぐ体制の充実が必要

- アンケート調査結果をみると、相談体制の満足度について、「満足している」が約3割となっています。一方、「気軽に相談できる場」を求める人も約2割います。
- 悩みや不安の相談相手は「家族」が7割弱、「友人・知人、近所の人」が3割弱、「病院・診療所の職員」が2割強となっています。療育手帳所持者では「福祉施設の職員」が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「病院・診療所の職員」の割合が高いなど、障がいの種類や利用施設によって相談相手に差がみられます。
- 団体ヒアリング調査結果をみると、本市の相談体制について相談窓口があることによる安心感や制度情報を得ることができた、他諸部門・機関を紹介してもらっていると感じる意見がありました。また、地域における相談についても身近な当事者との交流や相談の中での困りごとの把握や、弁当配達等の訪問を通じた相談や情報提供がされている状況がみられます。
- 課題としては、相談窓口や場所について十分に認知が進んでいないという意見もみられます。また、相談窓口を知っていても、障がいを認めない当事者やその家族を相談や支援へと結びつける能動的な相談対応や困りごとの相談に対する適切な対応など、相談体制の充実が求められています。
- ワークショップ結果をみても、相談窓口を十分に認知してもらえよう周知を図っていくこと、相談窓口の充実や障がいの特性に対応できるよう相談員の専門性の向上などが求められています。また、プライバシー保護により相談支援が必要と思う当事者を紹介することが難しいという意見もみられます。

② 情報提供・意思疎通支援

必要な情報は主に「施設・各種サービス」「医療機関」。また、情報保障が求められている
▶様々な媒体を活用した情報提供及び聴覚・視覚障がい等に配慮した情報入手方法の充実が必要

- アンケート調査結果をみると、サービスに関する情報の入手先は「広報紙」、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が3割弱、「病院」が2割強となっています。療育手帳所持者では「施設、事業所等」が高いなど、利用施設の職員から情報を得ている人もいます。

- 充実してほしい情報をみると、「福祉施設、各種サービスの情報」が2割強、「医療機関の情報」が約2割、「駅、商店、公園、行楽地等の施設の整備の情報」が1割強で高くなっています。
- 団体ヒアリング調査結果をみると、真庭市の「障がい福祉ガイドブック」から制度や福祉サービスの情報が得られている、相談窓口との相談の中で紹介してもらえているという意見がみられました。また、当事者団体内における交流や話し合いの中で情報を得ているという団体もあります。そのほか、関係機関間の情報共有として相談支援ファイル「はぐくみ」※が活用されています。
- 課題としては、誰もが円滑に情報を入手しやすいよう情報発信手段の充実や、法制度や福祉サービスの変化に関する情報の充実などが求められています。相談支援ファイル「はぐくみ」は仕組みとして良いと感じている一方で、その活用方法がわからないといった意見もみられます。
- ワークショップ結果をみると、聴覚・視覚障がいのある人をはじめ、様々な障がい特性を持つ人が円滑に情報を入手できるよう、情報のバリアフリー※化を図っていくことが必要とされています。

(2) 安全・安心の生活環境について

① 住まいの場について

今後の生活を「自宅」等の地域で暮らしたい人が8割。必要なものは日常生活の介助

▶グループホーム等の住まいの場の確保や、住宅改修等による在宅生活の支援が必要

- アンケート調査結果をみると、これからの生活について「自宅で家族や親族と暮らしたい」など、地域での暮らしを希望する割合が8割弱と高くなっています。
- 団体ヒアリング調査結果をみると、グループホームの増加や通所施設等の日中活動の場に通うことで、障がいのある人の住まいの場や介助者の一時的な休息に寄与している状況がみられます。
- 課題としては、親亡き後の生活の不安を解消するうえで住まいや日中活動の場は十分ではなく、定員を超えて利用できないという意見がみられます。また、精神障がいに対応したグループホームの不足も課題となっています。
- ワークショップ結果をみると、障がい者向けの住宅の不足など住まいの場の確保や、住まいの場を得るうえでの家の管理の支援、経済的な負担の軽減を必要とする意見が挙がっています。

② 外出・移動手段について

外出手段は「自家用車」が多く、ついで「タクシー」「バス」。外出手段の多様化が課題

▶公共交通機関をはじめ、多様な移動手段を確保していくことが必要

- アンケート調査結果をみると、6割強の人が「週1回以上」の外出をしており、「ほとんど外出しない」人は1割強となっています。外出の手段は「自家用車」の利用が多くなっており、次いで「タクシー」、「バス」の利用へと続いています。
- 団体ヒアリング調査結果をみると、コミュニティバス「まにわくん」をはじめとする公共交通による外出が得られている状況がみられます。また、移動支援事業を利用できる時間が長くて便利といった意見もありました。
- 課題としては、公共交通機関のより一層の充実や公共交通機関までの移動手段がないことなど、移動手段の選択肢が少ないことを挙げる意見がありました。また、交通費の負担感も課題となっています。
- ワークショップ結果をみても、今後の高齢化に伴い免許証返納等で高齢者の自動車利用が減ることを鑑み、移動手段の確保を必要とする意見がみられます。移送サービスの充実に加え、地域による乗り合いでの外出といったアイデアが出されており、多様な外出手段を選択肢にできる仕組みづくりが求められます。

③ 施設・交通機関等のバリアフリーについて

公共施設、交通機関等のバリアフリー化は十分に整備されていない

▶地域の利用状況や実態を把握し、バリアフリー化の整備を検討していくことが必要

- アンケート調査結果をみると、外出の際の困りごとは「特にない」が4割弱で最も高く、外出に際して自家用車の利用が多いことから、不便を感じていない人が多い状況がみられます。次いで「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗降」、「障がい者用の駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示」に不便を感じている状況がみられません。
- ワークショップ結果をみると、公民館や集会所等の公共施設やバスの乗降、道路の段差といった箇所でのバリアフリー化が十分にされていないことや、障がい者等用のトイレ、駐車場スペースが設置されている施設の情報が欲しいという意見がみられました。また、トイレ、駐車場等では障がいのない人による不適正な利用も課題となっており、意識啓発の取組が求められます。

(3) 防災・防犯について

① 防災対策について

災害時の避難の不安を感じる人は約5割。災害情報や避難所の体制に不安を感じている

▶避難行動要支援者*の把握と、地域との連携による防災体制と避難所運営体制の強化が必要

- アンケート調査結果をみると、災害発生時の避難について一人での避難が難しい人は約5割います。
- 災害発生時の不安についてみると、主に「すぐに避難ができない」、「避難所での対応」、「どのような災害が起こったのかわからない」が3割前後で高くなっています。
- ワークショップ意見をみると、災害発生時の情報提供や支援の役割分担など避難支援に係るサポート（支援）体制をはじめ、自主防災組織等の避難支援に当たる人の障がいに対する理解や、避難所における障がいのある人等への配慮を必要とする意見がありました。
- こうした不安に対して、地域における積極的な声かけや連絡体制の強化、防災士や自主防災組織等の充実といった人材や団体の増加による防災体制の強化が必要とされています。また、行政の取組としては、地域防災体制への支援や学習機会の充実、防災マップ・ハザードマップの周知、防災無線等による情報発信の充実などが求められています。

② 防犯対策について

防犯に対する知識を有する指導者による情報提供の充実が求められる

▶地域の防犯知識の普及啓発と犯罪の不安のない環境づくりが必要

- 団体ヒアリング調査結果をみると、判断能力が不十分な人のサービス利用等における手続きについて負担感や不安を感じる意見がみられます。権利擁護事業による手続きの支援の必要性や、消費者トラブルの防止や被害からの救済が迅速に図れるよう知識の周知と体制づくりを図っていくことが求められます。
- ワークショップ結果をみると、防犯に対する知識を指導してくれる人材を必要とする意見が挙がっています。また、防犯の環境づくりとして、障がいのある人の住宅における防犯・防災点検や防犯灯の設置が必要とされています。

(4) 障がいのある人への理解について

① 障がいのある人への理解について

障がいへの理解があると感じる人は約5割。障がいの種類によって理解度に差がみられる

▶若い時期からの学習機会や、障がいのある人・ない人が交流できる場の充実が必要

- アンケート調査結果をみると、障がいのある人への市民の理解について、理解があると感じている人は約5割となっており、理解がないと感じたときは、主に「人間関係」、「仕事や収入」、「市役所職員の対応・態度」が高くなっています。
- 市民の理解を深めるために必要な取組をみると、主に「障がいや障がい者問題に関する広報・啓発」、「地域団体やボランティア*活動への支援」、「障がいのある人の積極的な社会進出」の割合が高くなっています。
- 団体ヒアリング調査結果をみると、障がいの認知度がある程度進み、活動団体も増えてきていると感じている一方、特に外見から障がいの有無の判断がつきづらいた知的障がい、精神障がい、高次脳機能障がい*、発達障がい*の当事者団体において、偏見の目を感じた経験を持つ意見が多くなっています。
- 当事者やその家族においても自身や子どもの障がいを認めない人がいるため、継続的な声かけや相談の中で障がいに対する理解や知識を深めていくことが大切だという意見がありました。
- 広く市民に障がいのある人や様々な障がいの特性について関心や知識をもってもらううえで、交流の機会を持つことが大切であり、小学校など早期からの交流機会の充実や、大人になっても隣近所や身近な人との交流が持てる場を充実していくことが必要とされています。
- 行政においては、障がいに対する理解や配慮が十分ではないという意見がみられ、当事者の相談に対する丁寧な対応や関係課・支援機関・団体への適切な紹介等を行えるよう意識啓発と研修の機会を充実していくことが必要です。
- 事業者においては、障がいや障がいのある人について理解を深め、不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮*に努めることが求められています。
- ワークショップ意見をみると、障がいを理解してもらおう場所や勉強する場がないことや、そういった場に参加する人も関係者のみで、広く市民の参加が得られていないという意見がありました。市民の理解促進に向けては、市民が交流や学習機会に参加していくことはもちろん、障がいのある人も交流の場等に参加することで相互に理解を図っていくことが必要という意見がありました。

② 市民の障がい者福祉への関心や日ごろの手助けについて

障がい者福祉への関心を持つ人は約8割。障がいのある人との交流が関心や手助けに影響

▶障がい者福祉活動への関心と参加を促すよう身近な交流機会や情報提供の充実が必要

- 市民対象調査結果をみると、障がい者福祉への関心がある人は8割弱となっています。関心がある理由をみると、「障がいのある人が身近にいる」が6割弱、「人として当たり前だから」が4割強、「まちなかやテレビなどで目にするから」が3割強となっています。障がいのある人が身近にいることが関心につながっている状況がみられます。
- 一方、関心がない人の理由をみると、「障がいのある人と接する機会がない」が約6割、「障がいのある人の実態を知らない」が5割強、「障がいのある人のための制度だから」が3割弱となっています。障がい者福祉について身近に捉えていけるよう障がいのある人に関する学習機会や交流ができる場所づくりを進めていくことが必要です。
- 障がいのある人との交流や手助けについて、「ある」人は5割弱となっています。一方、福祉関係のボランティア活動について「参加したことがない」が8割弱と、ボランティア活動への参加は少ない状況となっています。ボランティアの参加意向をみると、約5割の人が参加意向を持っており、ボランティア活動の活性化には「気軽に参加できる雰囲気」、「活動内容・参加方法の分かりやすい説明」が必要とされています。
- 団体ヒアリング調査結果をみると、地域の見守りや声かけ、さりげないサポートや支援を必要とする意見が挙がっています。また、団体活動や地域活動を行ううえで市民の参加が少ないことが課題となっており、学生の参加などを通じて早い段階から市民の関心や交流を深めていくことが必要と考えられます。

(5) 福祉サービスについて

① 障がい福祉サービス等について

サービス利用意向を持つ人は約5割で「居宅介護」「短期入所」「生活介護」の割合が高い

▶障がいのある人とその家族のニーズに応じたサービス提供基盤の確保が必要

- 障がいのある人の将来の生活の不安は主に「高齢になった時のこと」、「家族など介助者の健康状態」、「希望する施設に入所できるか」の割合が高くなっています。また、若年層では働く場や収入について不安を感じている状況がみられます。
- 障がい福祉サービスや地域生活支援事業の利用状況について、「サービスを利用している」人が3割弱、「今後サービスを利用したい」人が約5割となっています。

- 利用しているサービスをみると、「生活介護」、「短期入所」、「居宅介護」が2割程度で高くなっています。また、今後利用したいサービスをみると、「居宅介護」、「短期入所」が4割強、「生活介護」が3割強で高くなっています。現在の利用と比べて今後の利用希望が高くなっています。
- 在宅で暮らす際に必要な支援をみると、主に「在宅での医療ケア」、「経済的な負担の軽減」、「居宅サービス」の割合が高くなっています。療育手帳所持者では意思疎通の支援が、精神障害者保健福祉手帳所持者では相談支援、地域住民の理解が高いなど、障がいの種類によって必要とする支援に差がみられます。
- 団体ヒアリング調査結果をみると、福祉サービスを利用できる日数が充実していることや、市社協の訪問介護の利用が増えているなど、障がい福祉サービス等が一定量充足していると感じる意見がありました。
- 一方、地域によってサービスがない、遠いといった意見もあり、地域によるサービス格差の解消が必要です。また、精神障がいや高次脳機能障がいの当事者団体においては、障がいによって利用しづらい・できないサービスがあるという意見もみられました。

② その他の支援について

手帳取得等の手続きについて、円滑化や経済的負担の軽減施策が求められている

▶障がい者福祉に関する制度の周知と円滑な利用促進を図れるよう体制づくりが必要

- 団体ヒアリング調査結果をみると、手帳取得等の手続きについて知らない人がおり、手帳取得に関する情報提供や手帳取得に向けた手続きの円滑化を求める意見がありました。
- 障がいのある人への介助により家族が仕事を継続しづらく、こうした背景から障がいのある人を介助している家庭では、経済的に困窮する人が多くなるといった意見がありました。経済的な負担の軽減を図る制度についての周知や充実を図っていくことが求められます。
- そのほか、子どものデイサービス利用の際にタクシー券等の移動の補助の充実を求める意見もありました。

(6) 保健・医療について

在宅医療の充実、診断後のフォロー体制、医療受診に係る補助の充実が求められている

▶かかりつけ医の普及と定着をはじめ、医療体制の充実、保健・医療・福祉の連携が必要

- 団体ヒアリング調査結果をみると、リハビリテーション*に係る人材として、ST（言語聴覚士）*・OT（作業療法士）*・PT（理学療法士）*の人数が増員されていると感じるという意見がありました。一方、医療機関におけるこれらの人材の配置状況についてわからないという意見があり、こうした資源の周知・利用促進が求められています。
- 医療体制としては、医療機関の受診に行くことが困難な人では、臨時に往診をしてくれる医療機関がないことを不安に挙げる意見がみられました。また、診断後のフォローや支援機関へのつなぎについても、不安がないよう医療と福祉の連携の強化が必要です。そのほか、通院等に係る医療費・移動費等の補助の充実も求められています。
- ワークショップ意見をみると、ひとり暮らしの人が病気になった時を困りごととして挙げられており、一人ひとりがかかりつけ医を持つことが必要という意見がありました。また、日ごろから健康への意識を持つことや、まにわ輝きエクササイズといった健康づくり活動に参加していくことも個人の取組として大切という意見もみられます。

(7) 雇用・就労について

① 障がいのある人の就労支援について

福祉的就労*の場・機会は充実してきている。工賃の増大に向けた取組が求められる

▶福祉的就労、就労訓練の場の充実をはじめ、受注機会拡大に向けた働きかけが必要

- アンケート調査結果から障がいのある人の就労状況をみると、回答者に高齢層が多いため、「仕事をしていない（就労を希望していない）」が5割弱で最も高く、「（常勤・パート・アルバイト等）仕事をしている」人は約2割となっています。
- 今後の働き方の希望として、「福祉施設、作業所等で働きたい」が約3割、「パート・アルバイト」が約2割、「正職員（短時間勤務など、障がいへの配慮がある）」が2割弱となっており、特に療育手帳所持者では「福祉施設、作業所等で働きたい」の希望が高くなっています。
- 団体ヒアリング調査結果をみると、就労継続支援B型作業所の増加や、作業所から声かけが進んでおり、福祉的就労、就労訓練の機会が充実していると感じる意見がみられました。

- 一方、就労継続支援B型の工賃の低さを課題にあげる声が多くみられ、障がいのある人にとって関心がある仕事であっても、就労継続支援A型の福利厚生が良いために利用へ至らなかったことがあるという意見がありました。
- 知的障がい、精神障がいのある人は、障がいへの理解が十分でないことから一般就労^{*}が難しいという状況があり、福祉的就労はそういった人々の就労の場として大きな役割を持っています。障害者就労施設等が供給する物品等について受注機会を充実するなどにより、工賃の増大を図っていくことが求められます。

② 一般就労における障がいのある人の雇用促進について

障がいのある人の一般就労は若干の改善がみられ、今後も働きかけが求められる

▶多様な働き方について広く周知していくことや就労定着に向けた支援の充実が必要

- アンケート調査結果をみると、仕事をしている人の就労先は「自営業（家業を含む）」、「民間企業」がそれぞれ4割程度となっています。
- 働くために必要な環境として、「勤務時間や日数の調整」、「通勤手段」、「職場の障がいへの理解」がそれぞれ2割台で高くなっています。
- 市民対象調査結果から、障がいのある人が雇用されるべきだと思う人が約8割となっています。また、障がいのある人が働くために必要なこととして、「企業等の理解」が4割強、「勤務時間や日数の調整」が約4割、「職場の障がいへの理解」が3割強と、手帳所持者対象調査と同様の傾向となっています。
- 団体ヒアリング調査結果をみると、本市の法定雇用率は改善されているという意見がありました。しかしながら、依然として雇用は十分に進んでいないことや、知的障がいや精神障がいのある人は企業の理解が進んでいないため就労が困難であること、また、就労後のサポートがなければ継続していくことが困難であることなどの課題が挙げられています。
- ワークショップ意見をみても、障がいの特性に応じた様々な働く場の確保が必要という意見があり、また、雇用の場での配慮やサポートが大切という意見があります。そのほか、障がい者雇用を促進する制度の検討も必要という意見があります。

(8) 療育・教育について

① 療育支援について

早期からの療育が子どもの発達に大切であり、早期発見・早期療育の体制が求められる

▶健診や訪問相談を通じた早期発見の体制や療育の利用促進を図る情報発信の充実が必要

- 団体ヒアリング調査結果をみると、早期からの療育が大切であり、療育の場・機会の充実、療育を実施している団体や機関を利用するための送迎サービス等の移動支援が必要という意見がありました。
- 発達障がいに対する認知度は高まっていますが、療育へとつなげるためには保護者の理解促進が大切であるとともに、発達に不安のある子どもやその保護者の困りごとの早期発見・早期療育を図る仕組みづくりが求められます。
- また、療育の支援が進学や就労に伴い途切れてしまわない仕組みが欲しいという意見もあります。相談支援ファイル「はぐくみ」も、良い取組である一方、使い方がわからないという人もいることから、周知・利用促進を図ることが必要です。
- 小・中学校においては、医療的ケア^{*}の体制が整っておらず、ケアを要する子どもへの対応が難しい状況がみられ、体制づくりが求められています。

② 学校教育について

学校職員や児童・生徒の障がいへの理解や、学校施設的环境づくりが求められる

▶教員や児童・生徒対象の学習・交流機会の充実や学校施設のバリアフリー化の取組が必要

- アンケート調査結果をみると、障がいのある子どもへの支援として、通園・通学先に求めることをみると、主に「能力や障がいの状況にあった支援」、「施設・設備・教材の充実」、「周囲の児童・生徒、保護者等の障がいへの理解」の割合が高くなっています。
- 市民対象調査結果から、障がいのある子どもへの支援として必要なものをみると、主に「障がいの状況にあった学習や生活訓練」、「就学・進路相談などの相談体制」、「通園や通学等における送迎等の移動支援」の割合が高く、手帳所持者・一般市民に共通して障がいの状況に応じた支援を必要とする意見が挙がっています。
- 団体ヒアリング調査結果をみると、学校の支援学級での教育や行事を子どもが楽しみにしているという意見がありました。一方で、学校における障がいに対する理解が十分でないことや、学校によって対応に差があることが課題として挙げられています。

- 支援学級の設置や、エレベーター等のバリアフリーなど、教育環境の整備についても、学校によって進んでいるところ・進んでいないところがあるという意見があります。
- ワークショップ意見をみても、学校における教員や周りの児童・生徒の障がいへの理解が十分ではないという意見があり、障がいの理解につながる学習や交流の機会を充実し、それぞれの障がいに応じた教育が受けられる環境が求められています。

(9) 地域活動・団体活動について

① 地域活動への参加について

地域との交流は「あいさつ」や「世間話」をしている人が多く、交流の場や機会は少ない
▶交流やイベントの場の充実と、移動や意思疎通支援など参加しやすい環境づくりが必要

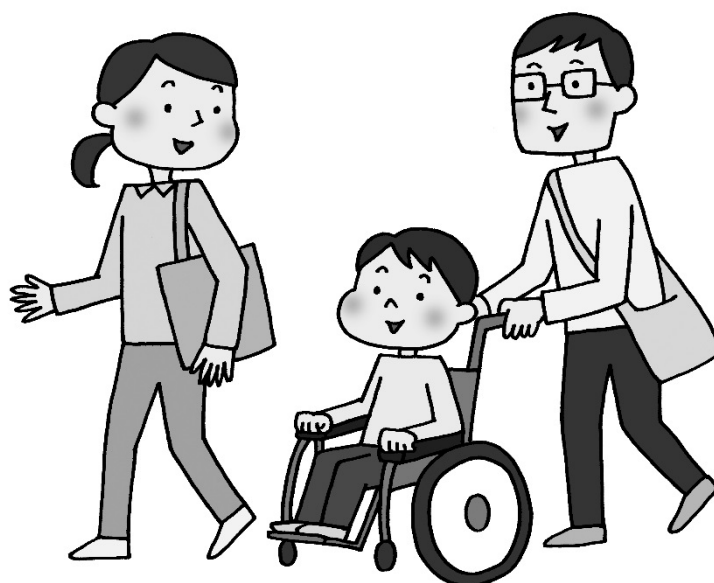
- アンケート調査結果をみると、地域の人との付き合いについて、「会った時はあいさつしあう」が8割弱、「世間話をする」が6割弱、「友人と遊ぶ」、「自治会などの地域の活動をする」が3割強と高くなっています。
- 地域との交流や参加している活動の内容をみると、「買い物」、「家族・友人・知人との交流」が5割強で高く、次いで「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」が約2割となっています。また、今後したい活動をみると、「家族・友人・知人との交流」が約2割、「旅行」が2割弱、「買い物」が1割強となっています。
- 地域活動に参加するうえでの課題について「健康や体力に自信がない」が4割弱、「さまざまは特にない」が約2割、「気軽に参加できる活動が少ない」が1割強となっています。
- 団体ヒアリング調査結果をみると、自宅で暮らしている人には宿泊体験の機会や遊び相手・話し相手がない状況があるという意見がみられます。また、サービスやサロン等を利用していない人はひきこもりがちになるという意見もあり、地域の交流・イベントへの参加促進と移動や意思疎通支援等の参加がしやすい環境づくりが求められています。
- ワークショップ意見をみると、親が同行しなくても障がいのある子どもたちが遊べる場所の充実や、当事者どうしの交流の場がとじこもりの防止につながるという意見や、集いや趣味活動の場における手話サポートなどを必要とする意見が挙がっています。

② 団体活動の活性化について

団体活動が当事者の困りごとの把握や軽減につながっているが、支援等の情報不足が課題

▶ 団体活動の情報発信・参加促進や、団体・機関との情報共有・連携体制の強化が必要

- 団体ヒアリング調査結果をみると、団体活動の中で、当事者どうしの交流や相談を通じて悩みや不安をわかちあい、軽減できているという意見がありました。また、団体活動をサポートしてくれている人の助力によって活動を継続できていると感じている意見もあります。
- 課題としては、障がいに関する困りごとを抱えながらも団体活動に参加しない人への団体活動の紹介や参加を促していくことが難しいことや、相談する場ではあっても解決へとつなげるまでは至らないことが挙がっています。
- こうした課題の解決にあたっては、行政との連携を必要と考える意見が多くみられ、平時からの当事者及び団体活動における困りごとの把握や福祉施策の情報提供、必要な支援へと結びつけられる連携体制が確保されていることが必要とされています。



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本計画は、ノーマライゼーションとソーシャルインクルージョンの理念のもと、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら障がいのある人の自らの決定に基づく自立と社会参加を推進する、共生社会の実現を目指します。

共生社会の実現に向けた理念	
ノーマライゼーション 障がいのある人を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ通常の社会であるという理念	ソーシャルインクルージョン すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念

第2節 基本目標

第2次真庭市地域福祉計画による自助・互助・共助・公助の仕組みづくりとの連携を図り、基本理念の実現に向けて、あらゆる人や社会資源の関わりによる包括的な支え合い・助け合いが行われる障がい者福祉のまちづくりを推進します。

基本目標1 地域で安心して暮らせるまち

障がいのある人をはじめ誰もが安心して快適な生活を送ることができるよう、バリアフリー化や外出・移動手段の充実等の生活環境の整備に加え、防災・防犯体制を強化するなど、安全・安心なまちを目指します。

また、地域で行われている当事者活動や余暇活動への支援と参加促進を図り、生きがい・交流の場を充実し、障がいのある人の社会参加を支援します。

基本目標 2 個性や人権を尊重し合えるまち

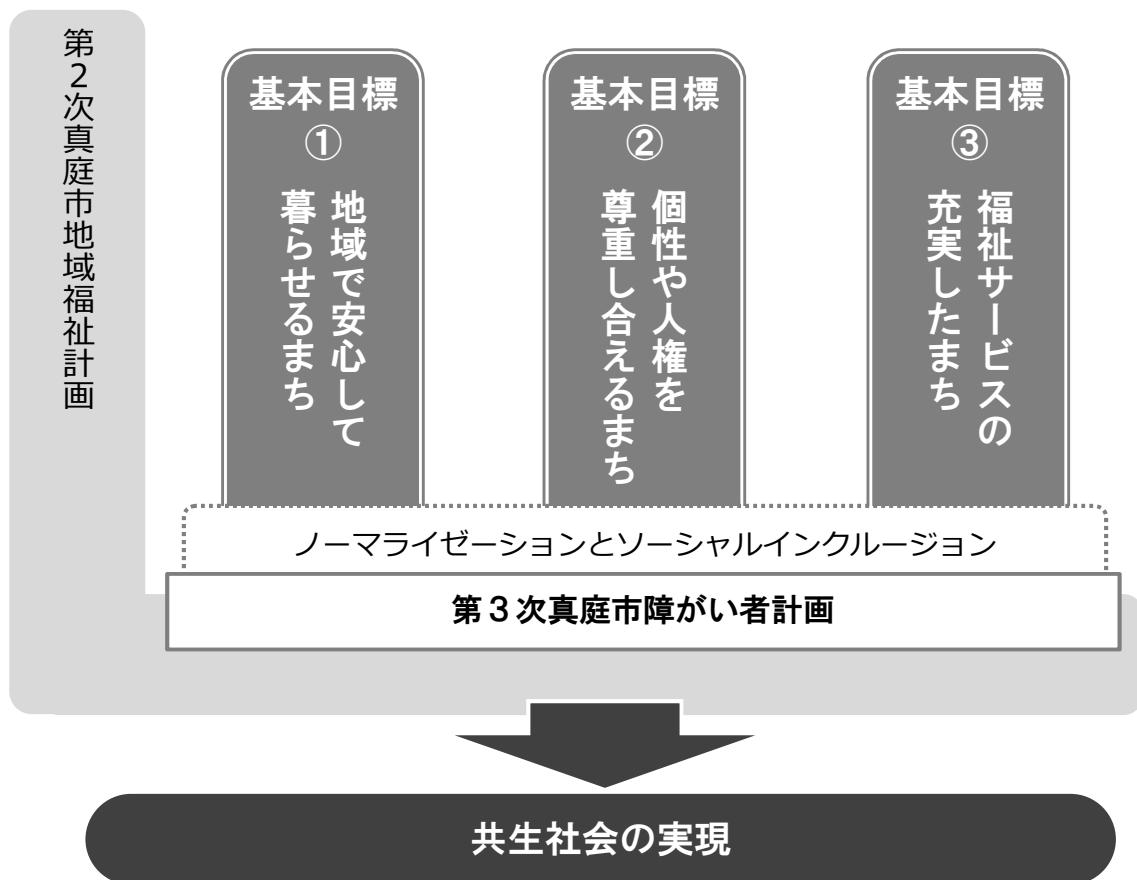
障害者差別解消法の趣旨に基づき、障がいのある人の生活を取り巻く様々な分野における社会の差別や偏見といった社会的障壁が取り除かれるように、市自らが差別解消に向けて取り組むとともに、広く市民の理解と協力が得られるよう、相互理解や啓発活動の充実を図り、共生社会に関する意識の向上と実践を促します。

基本目標 3 福祉サービスの充実したまち

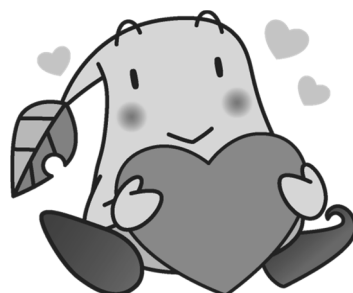
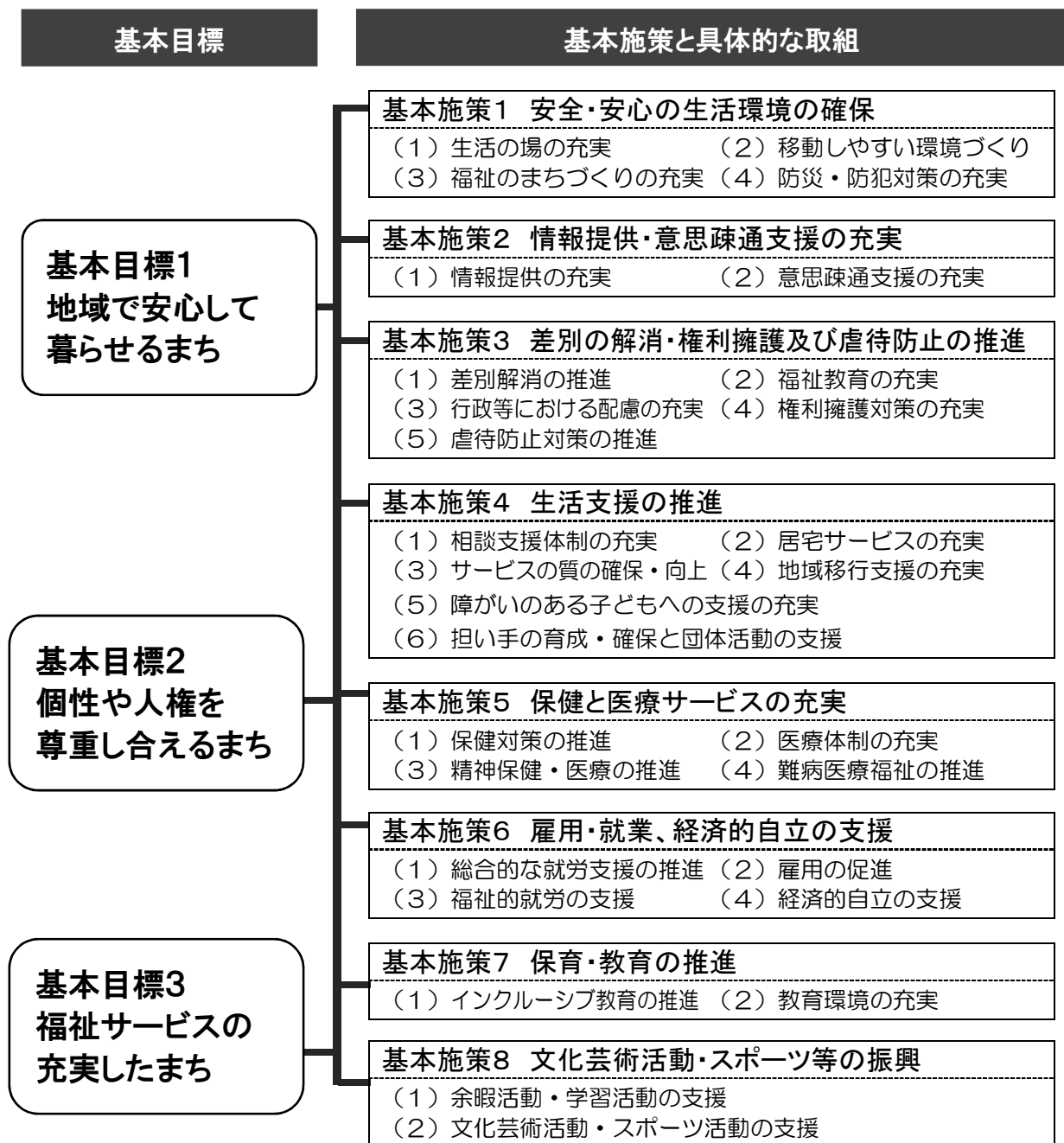
障がいのある人の日常生活を支える自立支援給付、地域生活支援事業、保健・医療サービス、その他サービスの質・量を確保・拡充するとともに、利用者の立場に立ったサービス提供体制を整備し、障がいのある人が地域の中で自立した生活ができるように支援します。

また、障がいのある人が障がいの特性や希望するライフスタイルなどに応じて、自己決定権を行使し、最もふさわしいサービスを受けることができるよう、情報提供や相談支援体制の整備・充実を図ります。

《基本目標の関連イメージ》



第3節 計画の体系



第4章 障がい者福祉施策の方向

基本施策 1

安全・安心の生活環境の確保

◆◆ 現状と課題 ◆◆

障がいのある人が地域で自立して生活していくうえで、住まいの場や外出・移動のしやすさ、災害や犯罪等の不安のない生活環境が確保されていることは大切であり、すべての市民にとっての安全・安心の生活環境にもなります。

本市では住宅改修費の助成により重度障がいのある人の在宅生活の支援や、介助者の負担軽減に取り組んでいますが、成人後や親亡き後の生活の不安を解消するための取組も求められます。

公共施設や道路・公共交通のバリアフリー化や、公共交通、移動支援事業の実施に取り組んでいますが、今後は特に外出・移動支援のあり方について、地域との協働での取組が必要です。

防災対策として、避難行動要支援者名簿を作成し、地域の要支援者の把握と支援体制の構築に取り組んでいます。障がいによって必要とする支援は多様となるため、平時からコミュニケーションを図り、信頼関係を構築するとともに、災害時の支援にあたる人・機関・避難所等の障がいに対する理解や役割分担などの体制づくりが求められます。

防犯や消費者トラブル対策として、周知・啓発や学習機会を通じて市民の知識向上を図るとともに、見守りや訪問活動等を通じた被害の未然防止と早期発見・対応を図る体制づくりが求められます。

◆◆ 今後の方向性 ◆◆

グループホームの整備に向けて事業者や医療機関等への働きかけを行うほか、住宅改修費の助成について周知・利用促進を図るなど、地域生活の場の充実に取り組みます。

トイレや駐車場等の設備を必要とする人が円滑に利用できるよう意識啓発に取り組みます。

防災・防犯・消費者被害防止の体制づくりに地域と連携して取り組んでいくとともに、学習会や啓発活動を通じて防災・防犯等に関する市民の知識向上を図り、地域主体の活動への支援に取り組みます。

◆◆ 具体的な取組 ◆◆

(1) 生活の場の充実

① 共同生活援助等の充実

- 障がいのある人が、障がいの程度や本人の持つ社会適応能力に応じて、仲間とともに地域で生活できるよう、グループホーム等の整備に向けて事業者等への働きかけを行います。

② 施設入所支援の活用

- 施設入所支援は、障がいのある人に適切な住まいの場を提供するサービスであり、必要不可欠なものです。必要とする人には情報提供や相談支援を積極的に行っており、利用促進を図ります。

③ 住宅入居・住宅改修の支援

- 地域で住居等の受け入れ体制を整えるため、地域住民が精神障がいに対する理解を深め支援できるよう啓発活動に努めます。
- 障がいのある人の障がいに応じた居住空間を確保できるよう、個人住宅の改修について情報提供に努めるとともに、自立した生活が送れるよう、改修についての相談体制の充実を図ります。

(2) 移動しやすい環境づくり

① 外出・移動支援の充実

- 地域における自立した生活及び社会参加を促進し、余暇活動等の日常生活において、障がいのある人が円滑に外出できるよう、市が行う移動支援事業に加え民間企業等が行う移動支援事業等の周知に努めます。
- 移動支援事業については、障がいのある人がさらに利用しやすく充実したものになるよう努めます。
- 福祉車両の貸出や移送サービスなどの移動支援について、周知・利用促進を図ります。
- 外出・移動手段について、地域の支え合い・助け合いの仕組みづくりを支援します。

② 移動に対する経済的支援

- 障がいのある人の自動車運転免許の取得に要する費用や、自動車の運転に必要な改造に要する費用助成、タクシー利用助成、通院・通所交通費助成、身体障がい者補助犬*の貸付助成、盲導犬飼育費助成及び福祉移送サービス*等移動に係る各種経済助成制度を推進して、障がいのある人の社会参加を支援します。

③ 公共交通機関との連携

- コミュニティバス「まにわくん」について、ノンステップバス（低床バス）などの導入を進めます。
- JR・バス・タクシー事業者などの旅客運送事業者に対して、誰にでも利用しやすい施設や車両（ノンステップバス、ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）*など）の導入を働きかけていきます。
- 障がいのある人や高齢者の外出を支援するための公共交通機関のあり方について、関係機関で検討していきます。

（3）福祉のまちづくりの充実

① 歩道や公園・建築物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン*化

- 幅の広い歩道の整備や段差の解消、視覚障がいのある人に配慮した信号機や誘導用ブロックの設置、「まにわらしさ」のある景観整備に関する基本方針に基づく点字シール・点字ブロック等が設置された多目的トイレの導入等、障がいのある人が安全かつ快適に外出できるよう、必要な環境整備を進めていきます。
- すべての市民が安心して生活し、社会参加することができるまちにするため、「バリアフリー新法」や「岡山県福祉のまちづくり条例」に基づいた公共施設の整備を引き続き推進するとともに、民間事業者が設置する不特定多数の市民が出入りする建築物についても、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化について、県と連携を図り理解を求めます。
- 公道上の店舗商品・看板、自転車、違法駐車等は、車いす利用者や視覚障がいのある人などにとって移動の障がいとなるため、関係機関と連携し、除去・撤去指導に努めます。

② 交通バリアフリーのまちづくり

- 障がいのある人等が公共交通機関を利用しやすくするために、駅やその周辺施設について、必要に応じて合理的配慮を行います。

(4) 防災・防犯対策の充実

① 避難行動要支援者避難支援体制の強化

- 要介護者や障がいのある人、難病患者、妊婦及び乳幼児など、災害時の迅速な避難の確保を図るうえで支援を要する人に対する支援体制について定める「避難行動要支援者避難支援計画」の策定に取り組みます。
- 避難行動要支援者名簿を整備し、平常時から避難行動要支援者に関する情報を共有し、支援体制の構築に取り組みます。
- 障がいのある人や高齢者等の要支援者について、災害時における救助・安否確認等の初動体制を確立するため、地域の防災意識、防災力を高めるとともに、平時から「顔の見える関係」の醸成に努め、訓練等を通じて防災ネットワークの構築を図ります。
- 障がいのある人に対する災害等の緊急情報の連絡体制の整備、地域防災拠点・避難所等における情報伝達手段の確保について、障がいのある人、障がい者団体、ボランティア団体等との連携のもと進めます。

② 防災知識の普及

- 広報紙やホームページ等を活用し、市民に対して地域防災拠点や避難所等の基礎的な情報や防災知識の普及・啓発を図るとともに、「災害時要支援者避難支援マニュアル」で障がいのある人への援助に関する知識の普及に努めます。
- 市が行う防災訓練へ障がいのある人の積極的参加を促すとともに、地域や社会福祉施設等において、適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導します。

③ 避難所での安全確保

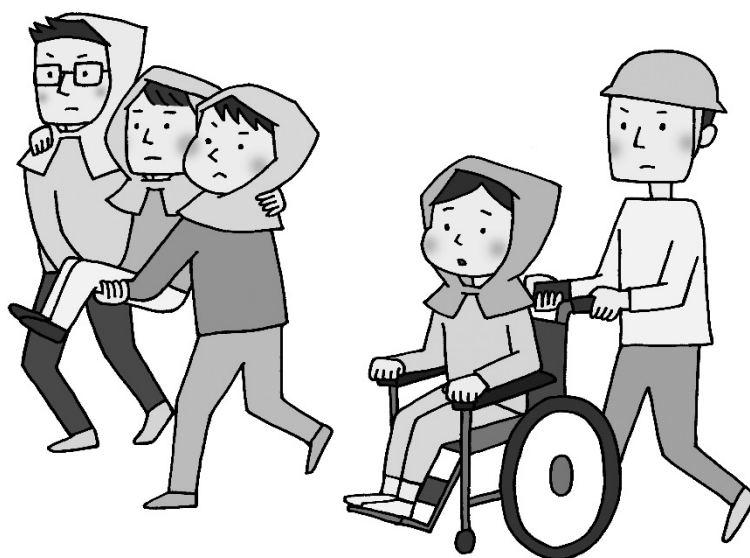
- 障がいのある人は、避難所での集団生活が困難な場合があり、その困りごとの内容は障がいによって多様であるため、障がいのある人へ配慮した避難所の運営を図ります。
- 特別な配慮が必要な人などが災害時・緊急時に安心して避難できるよう、社会福祉施設等と福祉避難所*の協定を結んでいます。今後、指定施設を増やすとともに運用方法などの検討を進めます。

④ 防犯対策の推進

- 緊急通報ネットワークシステムを活用し、不審者情報等の早急な伝達に努めます。
- 真庭市消費生活センターからの消費者問題や警察署などからの犯罪被害等の情報を入手するとともに、広報紙等による情報発信や講習会・イベントを活用した啓発活動を通じて、防犯意識の向上を図ります。

⑤ 消費者トラブルの防止と被害からの救済

- 消費者被害の防止に向けて、広く市民への意識啓発を図ります。
- 真庭市消費生活センターによる消費生活相談について、当事者やその家族等への周知を図ります。また、地域の見守りや訪問活動等を通じた消費者被害の未然防止と早期発見・対応に努めます。



基本施策 2

情報提供・意思疎通支援の充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

障がいのある人が必要な支援や制度の情報を円滑に入手できることや、視覚障がいや聴覚障がいのある人に対する情報発信手段の配慮がされていること、社会参加するうえで意思疎通等の支援が確保されていることは、障がいのある人や家族等が安心して地域生活を送るうえで大切なものです。

本市では障がい福祉ガイドブックの作成をはじめ、広報紙やホームページによる、制度や支援・サービスの情報発信を行っています。しかしながら、視覚・聴覚障がい等に配慮された情報提供手段が十分に確保されているとはいえません。

意思疎通支援についても、講演会の場などに手話通訳者*や要約筆記者*を配置するなどの取組を行っています。また、聴覚障がいのある人の生活の中で医療機関受診などの意思疎通支援を必要とする場合でも同様に行っています。しかしながら、意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者）が不足している状態であるため、人材育成を行っていくとともに聴覚障がいのある人が円滑に社会参加できるよう意思疎通支援の体制の充実が必要です。

◆◆ 今後の方向性 ◆◆

障がい福祉ガイドブックをはじめ、広報紙やホームページなどの様々な媒体を活用し、障がい福祉に関する制度や支援・サービスの情報提供を行います。また、障がいによって情報の入手に困難が生じないように、音声や点字を活用した情報提供の充実に取り組みます。

意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者）の育成につながる養成講座を継続して開催していきます。



◆◆ 具体的な取組 ◆◆

(1) 情報提供の充実

① 様々な媒体を活用した情報提供の推進

- 障がい福祉ガイドブックをはじめ、広報紙、ホームページ、リーフレット、真庭いきいきテレビ、告知放送*等により、利用者にわかりやすい情報の周知を図ります。
- 相談支援機関やサービス事業所などの関係機関との連携により、法制度・サービスの周知に努めます。

② 障がいに配慮した情報提供方法の充実

- 手話通訳者や要約筆記者等の意思疎通支援を図る人材の活用など、視覚障がいや聴覚障がいのある人に配慮した情報提供方法の充実に取り組みます。
- 障がいの特性や年齢などに配慮し、ピクトグラム（絵文字、絵単語）などの視覚記号やICT*（アイ・シー・ティー：情報通信技術）を活用した、必要な情報がすぐにわかる情報提供に努めます。
- 広報紙やホームページ等について、文字の大きさやフォント、色使いなどに配慮し、障がいのある人にとって分かりやすい情報提供に努めます。

(2) 意思疎通支援の充実

- 聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、日常生活において意思の疎通を図ることに支障がある人のコミュニケーションを支援するため、手話奉仕員*や要約筆記者*の人材育成を図るとともに、意思疎通支援者の派遣事業を充実させます。
- 県が実施する意思疎通支援者養成講座の受講希望者への支援に取り組みます。
- 事業主や施設管理者に対し、手話通訳者や要約筆記者等の配置や筆記用具の配置など、コミュニケーションを図りやすい環境づくりに関する理解促進に努めます。
- 意思疎通の手段として、コミュニケーション各種機器、福祉用具に関する情報提供に努めます。

基本施策 3

差別の解消・権利擁護及び虐待^{*}防止の推進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

障がいの有無に関わらず、相互の人格と個性が認められ、多様性が尊重される共生社会の実現のためには、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要となります。

アンケート調査からは、障がいのある人の約5割が市民の障がいへの理解があると感じており、団体ヒアリング調査からも、発達障がいや高次脳機能障がいなどへの理解も以前と比べて進んだと感じる意見が挙がっています。今後も全市的に障がいへの理解啓発を図っていく必要があります。行政においては、障がいのある人が円滑に行政手続きや相談窓口の利用、市民参画ができるよう、合理的配慮の実践が求められるほか、事業者においてもサービスの提供にあたって不当な差別的取扱いがされることのないよう配慮が求められています。

権利擁護の取組として、成年後見制度^{*}及び成年後見制度利用支援事業による制度利用の支援や社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業^{*}など、障がいのある人や高齢者の権利擁護に取り組んでおり、今後も利活用を促進していくことが大切です。

虐待防止の取組として、真庭市障害者虐待防止センターを中心に虐待防止相談や早期発見・対応に取り組んでいます。今後も虐待の実態把握と対応に積極的に取り組んでいく必要があります。

◆◆ 今後の方向性 ◆◆

障がいを理由とする差別のないまちの実現に向けて、すべての市民が共生社会の理念を共有し、協力し合いながら主体的な取組が図られるよう、障がいに関する理解の促進に向けて啓発活動を推進します。

行政をはじめ、公的機関や施設における障がいのある人への理解と合理的配慮の実践に取り組むほか、事業者における障がいのある人への合理的配慮の実践に向けた啓発を進めます。

障がいのある人の権利を守るため、相談体制の充実を図るとともに、権利擁護事業の周知・利活用を推進します。

虐待に関する相談体制の強化を図るとともに、地域の見守り等と連携した実態把握と虐待の未然防止、早期発見・対応に取り組みます。

◆◆ 具体的な取組 ◆◆

(1) 差別解消の推進

① 啓発活動の充実

- 広報紙やホームページ、セミナーや講演会、生涯学習講座等を継続して開催し、市民に向けて障がいや障がいのある人に関する理解を促進します。
- 特に発達障がいや高次脳機能障がいに対する理解促進に向け、精神保健分野に係る関係機関と連携して啓発活動に取り組みます。

② 障害者差別解消法の周知啓発

- 障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、合理的配慮の提供について事業者に広く周知します。
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する障がいのある人への支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行う「障害者差別解消支援地域協議会」の設置を検討していきます。

(2) 福祉教育の充実

① 福祉教育の充実

- 児童・生徒が、障がいや障がいのある人に対して正しく理解するために、総合的な学習の時間等において、地域の障がいのある人とふれあい、障がいの特性について学べる機会の充実を図ります。

② 交流学習の推進

- 障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒とが、日常的な交流や共同体験を通じて、互いに理解を深め合い、共に豊かな人間性を育むことができるよう、特別支援学級と通常学級の交流学習を推進します。
- 市が主催する様々なイベントにおいて、障がいのある人や障がい者団体の参加を促し、市民との交流の機会の充実を図ります。

(3) 行政等における配慮の充実

① 行政サービス等における配慮の推進

- 職員を対象とした障がいや障がいのある人への理解促進を図るとともに、適切な対応を図るよう研修や体験を実施します。
- 不当な差別的な取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応要領」をもとに、行政業務や施策展開に向けて実践します。
- 公共施設について、障がいのある人に配慮したわかりやすい案内表示や、手続き等の待ち時間に安心して待機できるスペースの確保など、利用環境の改善に努めます。
- 窓口業務等におけるコミュニケーションや行政窓口を利用しやすくする環境整備として、手話のできる職員の配置や筆記用具の設置などにより、職員とのコミュニケーションがとりやすい環境づくりや、サービス利用の申請用紙等について、わかりやすい用語を使用し、見やすく、記入しやすいものになるよう取り組みます。

② 障がいのある人の参画

- 福祉分野における各種施策の立案や実施に際して、障がいのある人やその家族等の当事者や団体、関係機関の意見を的確に反映できるよう、市と障がいのある人・団体などが意見交換できる場や機会の確保を図ります。
- 選挙において、障がいのある人が自らの意思に基づき投票ができるよう、候補者の情報提供や投票時における設備、備品の準備、代理投票による対応などの配慮に努めます。

(4) 権利擁護対策の充実

① 成年後見制度の普及啓発

- 知的障がいのある人や精神障がいのある人、認知症^{*}高齢者等の判断能力が十分でない人の権利擁護を後見人等が行う成年後見制度の周知・普及を図ります。

② 日常生活自立支援事業の利用促進

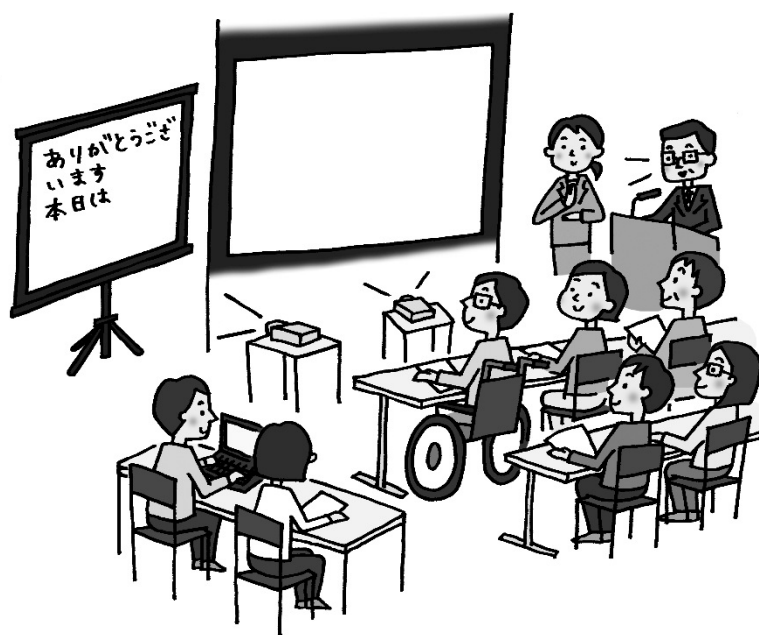
- 判断能力が十分でないために適切な福祉サービスを利用することが困難な障がいのある人に対し、福祉サービスの利用や日常の金銭管理等を支援する日常生活自立支援事業について、今後も引き続き、事業の実施主体者である社会福祉協議会と連携して周知するとともに、利用促進を図ります。

③ 人権相談事業等の制度周知

- 障がいのある人の人権が尊重されるよう、人権擁護委員*による相談制度の周知に努めます。

(5) 虐待防止対策の推進

- 障がい者虐待の対応窓口等となる「真庭市障害者虐待防止センター」を中心に、障がいのある人に対する虐待の禁止、障がい者虐待の予防及び早期発見、適時・適切な対応等に取り組みます。
- 障がい者虐待防止相談窓口を周知していくとともに、市民の虐待に関する正しい理解の啓発を図り、地域ぐるみでの虐待の防止や早期発見・対応につながるよう連携・協力体制の整備を図ります。



基本施策 4

生活支援の推進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

障がいのある人の地域での主体的な生活の希望をかなえられるよう、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスや地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の多様なサービスが利用者本人の意向に沿って提供されることが大切です。

相談支援体制として、委託相談機関である「真庭地域生活支援センター」や「サポートステーションコスモス」を中心に、障がい福祉全般の相談や支援機関への紹介等の支援を行っています。今後も総合的な相談支援体制の充実を図っていくとともに、相談から支援、その後のフォローまでサポートできる体制づくりが求められます。

障がい福祉サービスを提供し、居宅での生活を支援していますが、地域によっては遠方のためサービスが利用できないなどの差があるため、サービス提供基盤の確保が必要です。

精神障がいのある人をはじめ、病院や施設に入所していた障がいのある人の地域生活への移行支援を包括的に行えるよう、地域包括ケアの考え方に基づく支援体制の構築が求められます。

障がいのある子どもの療育体制として、早期療育のための保健・医療の連携体制づくりや障がい児通所支援等のサービス提供とレスパイトケア※に取り組んでいます。今後はより総合的な支援体制の構築が求められます。

障がいのある人の生活を支える市民主体の活動として、ボランティアの育成や当事者団体活動への支援を行っており、今後はこうした取組の継続に加え、福祉人材の確保に向けた働きかけを行っていくことも必要です。

◆◆ 今後の方向性 ◆◆

障がいのある人の多様なニーズに対し、きめ細かな相談のもと、障がいの状況や家庭の状況、利用者本人の希望を尊重したサービスの利用へつなげられるよう、サービス提供体制の確保と、相談支援からサービス利用以降のサポート体制の強化を図ります。

精神障がいをはじめとする障がいのある人の地域生活を総合的に支援できるよう、協議・連携を行う体制の構築を図ります。また、障がいのある子どもとその家族に対する総合的な相談や療育支援の中核的な役割を担う場の設置に取り組みます。

◆◆ 具体的な取組 ◆◆

(1) 相談支援体制の充実

① 相談支援事業の充実

- 福祉に関する様々な問題やニーズについて、障がいのある人やその家族からの相談に応じて、合理的配慮に基づく適切な情報提供や助言、必要な支援を行う相談支援事業について、委託相談機関である「真庭地域生活支援センター」や「サポートステーションコスモス」を中心にワンストップサービス*化を目指します。
- 多様な相談に対し専門的なアドバイスや必要な支援へと結びつけられるよう、相談支援専門員を対象とした各種研修機会を充実し、専門性の向上を図ります。
- 障がいのある人が子どもから大人まで切れ目なく相談支援を受けられるよう、個人情報に留意しながら、市役所、相談支援機関、保健所、医療機関、福祉関係機関等で情報を共有し、一人ひとりの各ライフステージにおける課題の発見や、総合的な支援へとつなげるネットワーク体制の構築を図ります。

② 身近な相談窓口の広報の充実

- 市内の相談機関について障がいのある人やその家族に認知してもらい、利用促進が図られるよう、相談時間及び相談方法について広報の充実を図ります。
- 身体障がい者相談員*、知的障がい者相談員*制度を活用し、障がいのある人からの相談等に対し適切な情報提供を行うとともに、民生委員・児童委員*、福祉委員*、愛育委員*等の地域福祉を担う関係者と緊密に連携し、障がいのある人やその家族の不安解消を図ります。

③ 真庭地域自立支援協議会の充実

- 真庭地域自立支援協議会は、真庭市と新庄村の障がいのある人とその家族、各関係機関で構成されており、就労支援部会、子ども子育て支援部会、生活支援部会を設けています。障がいのある人の地域生活を支援するため、協議会を中心に関係者のネットワークを形成し、連携を図りながら地域の障がいのある人の暮らしを取り巻く諸問題を解決するとともに、個別支援会議や地域との協働を推進するなど、障がいのある人が安心して暮らせる総合的な環境の整備に努めます。
- 真庭地域自立支援協議会の活動をより多くの市民に認知してもらえよう、協議会について地域内外への情報発信を図ります。

(2) 居宅サービスの充実

① 訪問系サービスの充実

- 居宅での食事や入浴、排せつ等の介護や外出時における移動中の介護を行う、居宅介護や重度訪問介護により、障がいのある人の居宅での生活を支援します。
- サービスの実施にあたっては、事業者への情報提供等により参入促進を図ります。さらに、ホームヘルパーに研修への参加を促し、専門性の確保と質の向上を図ります。

② 日中活動系サービスの充実

- 障がいのある人が日中において自立した生活を送るため、生活介護、短期入所、療養介護、就労支援等の充実を図ります。サービスの実施にあたっては、利用者のニーズに対応できるように事業者の確保及び事業者との情報共有により充実を図ります。
- 日中の居場所や交流の場となる「ひだまりサロン」について、障がいのある人の交流や社会参加の場、当事者の家族どうしの交流や相談、一時的な休息の場となるよう開催場所や内容を充実し、活用の促進を行っていきます。

③ 介護保険サービスとの連携

- 障がいのある高齢者や介護保険制度により要介護及び要支援状態と認定された第2号被保険者が、障がい福祉サービスや介護保険サービス等を円滑に利用できるよう、市関係課との連携を強化し、障がいの特性や生活の状況を考慮したサービス提供に向けた支援に努めます。

(3) サービスの質の確保・向上

① サービス支給決定の透明化

- 障がい支援区分の認定にあたっては、医師を含む各障がいに関する専門的知見を有する複数の委員からなる審査会を開催し、適正に障がい支援区分の認定を行います。

② 相談支援機関の充実

- 利用者が必要に応じて適切なサービスを受けられるように、計画相談支援を実施している「真庭地域生活支援センター」や「サポートステーションコスモス」と福祉事業者との連携を支援し、福祉サービス等をコーディネート^{*}する体制の強化を図ります。

③ サービスに対する苦情への対応

- 福祉サービス利用者と事業者の間で生じた苦情について、利用者の権利を擁護し、サービスを適切に利用できるよう支援します。また、公正・中立な第三者機関として、苦情解決援助を行う岡山県運営適正化委員会の周知を行い、同委員会との連携を図ります。

④ 研修への参加促進

- 障がい福祉サービスや相談支援の質の向上を図るため、障がい福祉サービスや相談支援を提供する者の育成を目的とした各種研修について、サービス提供者の受講の促進を図ります。

(4) 地域移行支援の充実

① 地域移行支援の充実

- 事業者の参入促進等を行い、訪問系サービスを中心とした在宅サービスの充実や、グループホームの整備に向けて働きかけを行います。
- 特に精神障がいのある地域生活希望者に対して、住居や就労、各種サービスに関する情報提供を積極的に行うなど、日常生活における必要な支援を適切に行います。

② 地域の福祉力の向上

- 障がいのある人が地域で自立した生活ができるように、社会福祉協議会をはじめ、地域福祉活動を行う団体・機関と連携し、地域の見守り・声かけのネットワークの構築に努め、地域での支え合い・助け合いを推進します。
- 福祉について学ぶ学生のインターンシップや実習の受け入れを積極的に行い、福祉人材の育成・確保に努めます。
- 外見からは分かりにくい障がいのある人等が、周囲の人に配慮が必要であることを示すヘルプマークについて、広く市民に認知してもらえるよう周知・啓発に努め、地域のサポート体制づくりのための普及活動を進めます。

(5) 障がいのある子どもへの支援の充実

① 障がい児通所支援等の充実

- 児童福祉法に基づく児童発達支援等の、障がいのある児童・生徒の日常生活における基本動作の習得や集団生活に適應していくための相談支援を強化し、障がいの状況や生活の状況等の環境に応じて適切な個別指導・訓練を受けられるサービスの充実を図ります。

② 放課後・長期休暇時の居場所づくり

- 放課後一時預かりや長期休暇時の日中一時支援事業等が気軽に利用できるよう、事業所等に働きかけていきます。

(6) 担い手の育成・確保と団体活動の支援

① ボランティア活動の促進

- 社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、手話奉仕員養成講座、要約筆記奉仕員養成講座を開催し、ボランティア活動に携わる人材の養成と確保を図ります。
- 社会福祉協議会と連携し、ボランティアの募集や団体の活動内容などボランティア活動に関する情報を広く発信するとともに、障がいのある人のボランティアニーズに迅速かつ適切に対応できるよう、コーディネート体制の充実を図ります。
- 障がいのある人が社会参加をするために手話通訳者・要約筆記者の派遣をはじめ、障がいのある人の健康づくりやスポーツ活動、文化活動等の場における、ボランティアや福祉団体の積極的な活用を促します。

② 当事者団体への支援

- 障がいのある人やその家族で組織する当事者団体に対して、情報提供、活動場所の確保、活動支援等、真庭地域自立支援協議会を中核としたネットワークづくりなどの支援を行います。

基本施策 5

保健と医療サービスの充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

障がいのある人にとって、安心して医療を受けられ、健康を維持できる環境を整えていくことが重要です。また、障がいの原因となる疾病等を予防するため、日ごろから健康管理や健康づくりを推進していくことも大切です。

本市では乳幼児健康診査や特定健康診査等による市民の健康状態の把握と保健指導の実施により、疾病等の予防、早期発見、早期療養、重症化予防に取り組んでいます。高齢になるにつれて健康に対する不安を挙げる人が多い状況がみられるため、早期からの健康管理の意識啓発と健康づくりへの参加に向けた取組が必要です。

医療体制については、身近な地域で医療を受けられるよう訪問診療の推進やかかりつけ医の普及啓発に取り組んでいます。今後は緊急時にも対応できるよう往診体制の充実や救急医療体制の確保が求められます。

精神保健・医療体制としては、今後の精神障がいのある人の地域生活を保健・医療の面から支援できるよう、連携・協議の場の設置が求められています。また、発達障がいや高次脳機能障がいなどの障がいの特性について、市民及び関係機関の知識向上を図っていくことが必要です。

難病患者に対する支援としては、交通費の支給などによる経済的負担の軽減に取り組んでいますが、今後は地域での暮らしの状況や支援・サービスのニーズについて実態把握を行い、地域生活の支援体制を構築していく必要があります。

◆◆ 今後の方向性 ◆◆

あらゆる市民が身近に保健・医療を受けられるよう体制の充実を図ります。

健康診査等の充実と受診勧奨を通じて、疾病等の早期発見に取り組むとともに、保健指導や健康づくりへの継続的な支援を行います。

精神保健に関する意識啓発を広く市民に行うとともに、精神障がいのある人の地域生活を総合的に支援する連携・協議体制を充実させます。

難病患者の実態把握と支援体制の充実に取り組み、地域生活の支援を図ります。

◆◆ 具体的な取組 ◆◆

(1) 保健対策の推進

① 母子保健の充実

- 妊婦に母子健康手帳を交付し、保健指導の充実を図るとともに、出産・育児の不安を軽減し、母子と家族の健康を支えるため、ハイリスクの妊娠・出産・育児に対する支援を行います。
- 妊婦や乳児を持つ保護者に対して保健師が家庭訪問をするなど、きめ細かな支援体制の充実を図ります。

② 健康診査等の充実

- 障がいの原因となりうる生活習慣病やがん等の疾病の早期発見と慢性化を予防するため、特定健康診査や各種がん検診等の健康診査体制の充実に努めます。
- 受診率の向上を図るため、地域の健康づくり組織、保健、医療、福祉機関等と連携して進めていきます。
- 特定保健指導等の事後指導の強化を図ります。

③ 障がいの早期発見と早期支援

- 乳幼児健診等により、すべての子どもたちが心身共に健やかでいきいきと育つことができるよう支援するとともに、乳幼児期に起こりやすい疾病や事故防止の啓発を行うなど、障がいの予防や早期発見・早期支援に努めます。
- 一人ひとりに合わせた適切な支援が早期に受けられるよう、保健、医療、福祉機関、保育園、幼稚園、学校等との連携により、継続的な支援体制の充実を図ります。

(2) 医療体制の充実

① 医療環境の向上

- 医療従事者への障がいのある人に対する理解の促進や、意思疎通支援の充実など医療受診環境の整備について、医療機関等と連携し検討を図ります。
- 外出が困難な障がいのある人や高齢者に対する救急医療体制、訪問診療等の在宅医療体制の充実を医療機関等に働きかけていきます。

② 医療費助成の充実

- 障がいのある人への心身の障がいの状態について軽減を図り、自立した日常生活または社会生活が送れるよう、指定医療機関、岡山県福祉相談センター、岡山県精神保健福祉センターと連携し、自立支援医療を適切に給付します。
- 心身障害者医療費助成制度等の障がいのある人への医療費助成制度について、障がい福祉ガイドブックや広報紙、ホームページ等により制度の周知に努めます。

③ リハビリテーションの充実

- 医療機関による通所リハビリテーションや訪問リハビリテーション事業の利用促進を図り、地域での医学的リハビリテーションを推進します。
- 医療機関に勤務するST（言語聴覚士）・OT（作業療法士）・PT（理学療法士）といったリハビリ職の配置状況について、保健・医療・福祉機関で情報共有を図るとともに、リハビリテーションを希望する障がいのある人等への情報提供に努めます。

（3）精神保健・医療の推進

- 心の健康を保つため、ストレスや睡眠、心の病気等に関する知識の普及啓発を図るとともに、地域の保健・福祉・医療機関、学校、企業等と連携し、相談支援体制の充実を図ります。
- 精神障がいに対応した地域包括ケアの仕組みづくりや、地域の精神障がいへの理解を進めるため、地域の精神保健、医療、福祉等の関係者・機関と協議を図ります。
- 精神障がいに含まれる発達障がいや高次脳機能障がいに対する市民の理解促進を図るため、当事者団体活動の紹介や精神保健に係る関係機関と連携した啓発活動に取り組みます。

（4）難病医療福祉の推進

- 在宅難病患者はその治療法が確立されておらず、長期の療養生活を送ることが多く、身体的・精神的・社会的に大きな負担を伴っています。そのための交通費助成や、県保健所との協力による訪問相談等に取り組み、難病患者の療養上、あるいは生活における不安や負担の軽減を図ります。

基本施策 6

雇用・就業、経済的自立の支援

◆◆ 現状と課題 ◆◆

障がいのある人が就労することは、ただ自立生活を支える経済的安定を得るだけでなく、社会参加、社会貢献、さらには生きがいにもつながり、生活の質の向上において重要なものとなります。

また、就労移行支援等による障がいのある人の就労支援に取り組んでいますが、今後は就労に向けた支援に加えて、就労後の職場定着に向けた継続的なサポート体制の充実が求められています。

本市の企業における障がいのある人の実雇用率は2.18%と、法定雇用率を上回っているものの、岡山県の2.45%と比べて低く、雇用機会が十分に確保されているとは言えません。企業に対し障がい者雇用の働きかけや雇用に必要な職場環境の整備など合理的配慮の考え方について啓発していくことが必要です。

また、障がいの特性に応じた多様な働き方が選択できるよう、短時間労働や在宅就業などの就労形態の普及・拡大が必要です。

福祉的就労の場として就労継続支援事業が実施されており、障がいのある人の就労訓練や生きがいの場として寄与しています。しかしながら、全国的に工賃の低さが課題となっており、本市においても福祉施設における受注機会の拡大や物品の販売支援などの工賃向上に向けた取組が求められます。

◆◆ 今後の方向性 ◆◆

障がいのある人の一人ひとりの働き方の希望や能力に応じた、相談から就労、そしてその後の定着に至る総合的な就労支援を推進します。

障害者就業・生活支援センター※、岡山障害者就業センター、ハローワーク等の関係機関と連携し、市内の民間企業や事業主に対し、法定雇用率の達成について積極的に働きかけます。

福祉的就労における受注機会の拡大を図り、工賃の向上を目指します。

◆◆ 具体的な取組 ◆◆

(1) 総合的な就労支援の推進

① 就労支援の充実

- 障がいのある人の障がい特性やニーズに対応できるよう、また、本人、家族が安心して訓練、就労へスムーズに移行できるように、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援などのサービス供給に努めます。

② 福祉的就労の充実

- 障がいのある人がそれぞれの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう、就労継続支援事業等、多様な働く場に関する情報提供や相談支援を積極的に行っていきます。
- 単独の就労支援事業所では実施不可能な商品の開発、共同受注、販路拡大等のマーケティングについて社会福祉法人やNPO*法人の事業所が連携連動して実施していく活動を支援します。

(2) 雇用の促進

- 障害者就業・生活支援センターや岡山障害者就業センター、ハローワーク等の関係機関と連携し、市内にある民間企業や事業主に対し、障害者雇用促進法に係る法定雇用率の達成を積極的に働きかけます。また、真庭圏域に未設置である障害者就業・生活支援センターについて、障がい者雇用の推進を図るため早期設置を県に要望していきます。
- 国や県等の障がいのある人の雇用に係る各種奨励金や助成制度、税制優遇措置等について広報紙やホームページ等を活用し、周知を図ります。
- 障がいのある人が能力にふさわしい処遇を受け、障がいを理由とした人権侵害を受けることがないように、事業者等に対し障がいのある人の雇用に係る合理的配慮の事例等について、事業者等に対し情報提供を図ります。

(3) 福祉的就労の支援

① 障がい者就労支援施設等からの物品の販売支援

- 市関連のイベント等において、物品等の販売スペースの確保を優先的に図り、製造販売の機会を増やし、販売促進を支援します。

② 市の発注物品、役務提供に関わる支援

- 毎年度策定している「真庭市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者就労施設等の供給する物品等の需要拡大を図ります。

(4) 経済的自立の支援

① 各種手当制度等の周知

- 障害者年金や国の特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種所得保障制度の周知を図り、適切に申請手続きを促します。

② 障害者手帳取得によるサービスの利用促進

- 身体障害者手帳等の手帳取得により受けることができる所得税、市県民税、自動車税等の税の軽減制度や、その他公共サービス事業者が実施する障がいのある人へのサービスについて、手帳交付時に障がい福祉ガイドブック等で周知し、ホームページ、広報紙等により適切な申請手続きを促し、障がいのある人やその家族の経済的負担を軽減します。

③ 心身障害者扶養共済制度の加入促進

- 障がいのある人の親や介護者が、死亡または重度の障がいを持つようになったときの生活の安定を図るために、心身障害者扶養共済制度について周知を図ります。



基本施策 7

保育・教育の推進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

障がいのある幼児や児童・生徒が、障がいのない幼児や児童・生徒と可能な限り共に学べる環境が確保されているとともに、個々の特性に応じた教育を受けられる環境が整っていることは、子どもたちの健やかな成長と能力や可能性を伸ばすうえで大切なことです。

教育の考え方として、国ではインクルーシブ教育システム（障がいのある人もない人も共に地域の学校で学ぶことのできる仕組み）の構築が掲げられています。

地域のどの学校等でも通常学級、通級指導教室、特別支援学級などの多様な学びの機会から本人等が選択し、合理的配慮の提供を受けながら教育を受けられるよう体制づくりが求められます。

早期から子どもの障がいに気づき、保育や教育、療育を受けられることが大切であり、将来を見据えた連続性のある教育相談・就学・進路相談等の支援体制の充実が求められます。

共に学べる教育環境として、障がいのない子どもや教職員等の障がいに対する理解と配慮が必要であり、広く意識啓発を図っていくことや教職員等に対する研修機会を充実していくことが求められます。また、情報保障やコミュニケーション支援、学校施設のバリアフリー化など、ハード面での配慮も教育関係機関との連携のもと取り組む必要があります。

◆◆ 今後の方向性 ◆◆

障がいの有無に関わらず、地域の学校で共に教育を受けられる仕組みづくりを進めます。また、障がいのある子どもやその保護者の選択を最大限尊重しつつ、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を行い、乳幼児期からの一貫して計画的な教育や療育を推進します。

共に学べる教育環境として、教職員をはじめ、障がいのない子どもやその家族等への、障がいに関する意識啓発や学習機会の充実を図るとともに、学校施設のバリアフリー化を図るなどの配慮を推進します。

◆◆ 具体的な取組 ◆◆

(1) インクルーシブ教育の推進

① 通常学級における教育体制の充実

- 小・中学校に在籍する障がいのある児童・生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な教育や必要な支援を受けられるよう、学校等における特別支援教育体制の充実を図ります。
- 小・中学校において、特別支援教育コーディネーター*が中心となってスクールカウンセラー、看護師、OT（作業療法士）などとの連携を図り、障がいのある子どもやその家族のニーズに合わせた支援の充実を図ります。

② 特別支援学級の指導充実

- 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して、そのニーズに応じた指導が受けられるよう関係機関と連携を図ります。
- 特別支援学級について、児童・生徒の障がいの程度や各地域における学校の教育・指導体制等を十分に把握したうえで、引き続き関係機関と設置について検討していきます。

③ 適切な就学指導

- 障がいのある児童・生徒の就学に関する悩みや不安を解消するため、関係機関と連携し保護者の意向を尊重しつつ、障がいのある子どもの能力を最大限に伸ばすことを重視した就学指導を行います。

(2) 教育環境の充実

① 教職員の指導力・資質の向上

- 教職員が障がいのある児童・生徒の特性を正しく理解し、障がいの状況に応じた適切な指導を行えるよう研修等の充実を図ります。
- 個別のニーズに合った教育相談や就学相談が行えるよう、研修機会などへの参加を働きかけます。

② 専門機関等幅広いネットワークの構築

- 医療機関、盲・ろう・特別支援学校、福祉機関等の幅広いネットワークを構築し、各学校への支援に取り組みます。

③ いじめの防止

- 教育ネットワーク体制を構築し、障がいのある児童・生徒に対するいじめの防止や早期発見・対応が行えるよう、障がいのある子どもや家族等への継続的な相談支援等に取り組むとともに、学校の教育活動全体を通じた障がい児理解や交流及び共同学習の一層の推進を図ります。

④ 発達障がいのある児童等の支援体制の充実

- 自閉症、アスペルガー症候群^{*}、学習障がい^{*}、注意欠陥多動性障がい^{*}等の発達障がいのある幼児・児童・生徒及びその家族の相談に応じて助言指導を行い、関係機関が連携を密にしながら包括的な支援を図ります。
- 保護者の気づきの段階から、発達支援・家族支援を含めたトータルな支援につなげていくことを目的に、「共通支援シート」の活用を行います。最初のライフステージの移行期である就学時に、それまで園で行われてきた子どもと保護者への支援の情報連携を行い、教育現場で適切な配慮ができるよう取り組みます。
- 通級指導教室の今後のあり方について、関係機関と協議をしていきます。

⑤ 医療的ケア児への対応

- 医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒が適切な支援を受けられるように、平成30年度（2018年度）末までに保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関等が連携を図るための協議の場の設置について検討します。

⑥ 学校施設のバリアフリー化

- 障がいの有無に関わらず、子どもが安心して就学できるよう、学校施設のバリアフリー化を推進します。

基本施策 8

文化芸術活動・スポーツ等の振興

◆◆ 現状と課題 ◆◆

障がいのある人をはじめ誰もが参加できる余暇活動や交流の場、文化芸術活動の場、スポーツ活動の場が確保されていることは、障がいのある人の社会参加という視点だけでなく、生涯学習や健康づくり、交流の輪を広げ、心身共に豊かな生活を送るうえで重要なものです。

本市ではふれあい・いきいきサロンをはじめ、誰もが気軽に参加できる場の確保に取り組んでいるほか、図書館における視聴覚資料の充実などの学習活動の支援に取り組んでいます。今後も、障がいのある人やその家族も一緒に参加し交流等ができる場を充実していくことが必要です。

文化芸術活動やスポーツ活動の場についても、障がいのある人が関心を持って参加できる場と、成果を発表する機会の創出に取り組んでいくとともに、障がいのある人の家族も交えながら参加できる行事やイベント内容の充実を図っていくことが大切です。

◆◆ 今後の方向性 ◆◆

障がいの有無に関わらず、文化芸術活動やスポーツ活動への参加を通じて、心身の健康づくりや生きがいづくり、社会参加と交流を図り、生活の質を高めることができるよう、気軽に参加できる活動の機会の充実を図ります。



◆◆ 具体的な取組 ◆◆

(1) 余暇活動・学習活動の支援

① 障がいのある人の交流の場の確保

- 地域の誰もが気軽に集うことができる場として地域で開催されているふれあい・いきいきサロン等の活動を支援し、交流の促進を図ります。
- 障がいのある人やその家族等が休日などに集まり、交流できるサークル等の機会や場づくりを、当事者や支援者を含めて検討していきます。
- 商工会やまちづくり組織と連携し、空き店舗、空き家などを有効活用した交流活動等の拠点開設ができるよう、情報提供の仕組みづくりに努めます。

② 生涯学習活動の支援

- 障がいのある人の学習活動を促進するため、社会福祉協議会やNPO法人等と連携して、各種講座や障がいのある人に配慮した事業の実施を図ります。
- 図書館において、録音図書、DVD、CD等の視聴覚資料などを充実し、学習の機会を増やせるよう努めます。

(2) 文化芸術活動・スポーツ活動の支援

① 文化芸術活動の充実

- 障がいのある人が心豊かな日常生活を送れるよう、優れた文化にふれあう機会や気軽に参加できる身近な活動の紹介を行い、積極的に参加を呼びかけます。
- 各種団体と協力し、障がいのある人の社会への参加意欲を促せるよう、文化芸術活動の発表の機会の創出に努めます。

② 各種イベント等への支援

- 障がいのある人が文化活動等を通して自己実現や社会参加の機会を広げることができるよう、市が行う各種イベント及び講演会等では、要請に応じて要約筆記や手話通訳による情報保障に努めます。

③ スポーツ活動等の支援

- 様々なスポーツやレクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増進や交流、余暇等の充実を図ります。また、障がいのある人にスポーツを普及するために、すべての障がいのある人がその特性と興味に応じて、気軽に参加できるスポーツ大会の開催と参加を支援します。
- 岡山県障害者スポーツ大会において数多くの種目への参加を目指すため、各種ボランティア関連団体等との連携により、障がいのある人のスポーツ推進を図ります。

④ 施設の利用促進

- 障がいのある人の積極的な文化芸術活動やスポーツ活動への参加を促進するため、施設使用料減免制度の周知に努めます。



第5章 障がい福祉計画（障がい児福祉計画）の推進

第1節 前期計画期間の実績評価

（1）数値目標との比較

第4期計画において設定した数値目標と実績値は、次のとおりです。
地域生活移行者数は、目標値 13 人に対して実績値 0 人となっています。
一般就労への移行者数は目標値を下回っています。
就労移行支援事業の利用者数は目標値を下回っています。

■施設入所者の地域生活移行

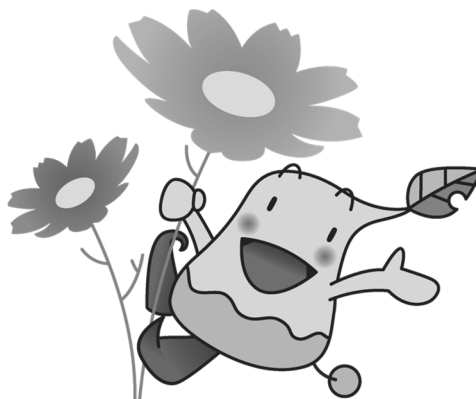
項目	目標値		実績値	
	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
施設入所者数	97 人	94 人	97 人	94 人
減少見込数	4 人	7 人	4 人	7 人
地域生活移行者数	13 人	0 人	13 人	0 人

■福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値		実績値	
	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
一般就労移行者数	6 人	2 人	6 人	2 人

■就労移行支援事業

項目	目標値		実績値	
	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
就労移行支援事業の利用者数	18 人	1 人	18 人	1 人
事業所ごとの就労移行率	5 割	5 割	5 割	5 割



(2) 障がい福祉サービスの実績

第4期計画において設定した障がい福祉サービスの見込量と実績値は、次のとおりです。

■訪問系サービス

項目	単位	平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	8月時実績
居宅介護	人/月	49	38	52	40	55	34
	時間/月	686	391	728	310	770	237
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	6	3	6	4	7	4
	時間/月	48	12	48	14	56	22
行動援護	人/月	1	0	1	0	1	0
	時間/月	8	0	8	0	8	0
重度障がい者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

■日中活動系サービス

項目	単位	平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	8月時実績
生活介護	人/月	140	148	150	153	160	158
	人日/月	2,940	2,959	3,150	3,134	3,360	3,177
自立訓練(機能訓練)	人/月	5	2	5	1	5	0
	人日/月	105	16	105	10	105	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	6	4	8	3	10	1
	人日/月	126	102	168	85	210	27
就労移行支援	人/月	16	8	19	1	23	4
	人日/月	336	137	399	23	483	59
就労継続支援(A型)	人/月	14	22	18	22	20	24
	人日/月	294	465	378	469	420	496
就労継続支援(B型)	人/月	119	142	123	133	127	132
	人日/月	2,499	2,540	2,583	2,482	2,667	2,323
療養介護	人/月	15	15	16	15	16	15

項目	単位	平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	8月時実績
短期入所(福祉型)	人/月	13	16	22	9	28	17
	人日/月	39	124	66	77	84	106
短期入所(医療型)	人/月	0	0	0	2	0	1
	人日/月	0	0	0	7	0	5

■居住系サービス

項目	単位	平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	8月時実績
共同生活援助	人/月	71	72	75	78	79	77
施設入所支援	人/月	100	98	99	94	97	97

■相談支援

項目	単位	平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	8月時実績
計画相談支援	人/月	36	29	40	39	43	51
地域移行支援	人/月	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	人/月	1	0	1	0	1	0

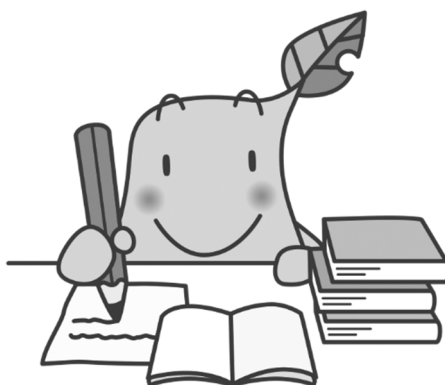


(3) 地域生活支援事業の実施

第4期計画において設定した地域生活支援事業の見込値と実績値は、次のとおりです。

■地域生活支援事業

項目	単位	平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込値
相談支援	箇所	1	1	1	1	1	1
自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1	1
発達障がい者等相談支援	箇所	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援	件/年	10	6	15	8	20	8
意思疎通支援事業	人/年	180	159	185	133	190	114
日常生活用具給付	件/年	1,210	1,203	1,250	1,260	1,300	1,300
移動支援	人/月	5	5	5	5	5	6
地域活動支援センター	箇所	1	0	1	0	1	0
	人/月	20	0	20	0	20	0
福祉ホーム	箇所	2	2	2	2	2	2
	人/月	14	14	13	11	12	10
日中一時支援	人	61	79	60	67	60	60
	人日/月	110	139	115	158	120	120
訪問入浴支援	人	6	6	6	6	6	6
	人日/月	39	21	43	43	47	47
奉仕員養成研修	人/年	10	14	10	4	10	0
手話奉仕員養成講座	人/年	20	24	20	15	20	15
自動車運転免許取得 支援・自動車改造支援	人/年	6	6	6	3	6	3



(4) 児童福祉法上のサービスの実施

第4期計画において設定した児童福祉法上のサービスの見込量と実績値は、次のとおりです。

■児童福祉法上のサービス

項目	単位	平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込値
児童発達支援	人/日	20	14	30	12	35	9
	人日/月	65	78	98	88	114	58
医療型児童発達支援	人/日	0	1	0	1	0	1
	人日/月	0	1	0	2	0	1
放課後等デイサービス	人/月	20	16	25	45	30	33
	人日/月	54	71	68	304	82	310
保育所等訪問支援	人/月	1	0	1	1	1	0
	人日/月	4	0	4	1	4	0
障がい児相談支援	人/月	3	2	5	8	5	3



第2節 本計画における数値目標

国の定める基本指針や、本市における障がい福祉サービスの現状に基づき、平成32年度（2020年度）を目標年度とする数値目標を設定することとします。

（1）施設入所者の地域生活移行

国基本指針の定める目標値

- 平成32年度（2020年度）末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本。
- 平成32年度（2020年度）末の施設入所者数を平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本。

本計画での目標

項目	目標	考え方
平成28年度（2016年度）末の施設入所者数（a）	94人	平成29年（2017年）3月31日の施設入所者。
目標年度入所者数（b）	93人	平成32年度（2020年度）末時点の利用人員。
【目標値】 入所者削減見込（a-b）	1人（1.1%）	入所者の高齢化・重度化が進行しているため、入所者の1.1%削減を目指します。
【目標値】 地域生活移行者数	4人（4.3%）	入所者の高齢化・重度化が進行しているため、4.3%が地域生活へ移行することを目指します。

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム[※]の構築

国基本指針の定める目標値

- 平成32年度（2020年度）末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本。市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

本計画での目標

項目	目標	考え方
【目標値】 地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場	設置	自立支援協議会、関係機関等と協議し、設置に向けて検討します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国基本指針の定める目標値

- 地域生活支援拠点等について、平成 32 年度（2020 年度）末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本。

本計画での目標

項目	目標	考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	面的整備	地域の実情を考慮したうえで、自立支援協議会、関係機関と協議し、面的整備に向けて検討します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国基本指針の定める目標値

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度（2020 年度）中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成 28 年度（2016 年度）の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本。
- 就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度（2020 年度）末における利用者数が平成 28 年度（2016 年度）末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。
- 事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す。
- 障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 80% 以上とすることを基本。

本計画での目標

■一般就労移行者数

項目	目標	考え方
平成 28 年度（2016 年度）の一般就労移行者数	2 人	平成 28 年度（2016 年度）において福祉施設を退所し、一般就労した者の数。
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	3 人	平成 28 年度（2016 年度）に一般就労した者の数を基に 1.5 倍を目指します。

■就労移行支援事業

項目	目標	考え方
平成 28 年度（2016 年度）の就労移行支援事業の利用者数	1 人	平成 28 年度（2016 年度）末において就労移行支援事業を利用する者の数。
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数	4 人	平成 29 年度（2017 年度）の利用者数が前年度比 3 人増等の市の実情を勘案して設定します。
【目標値】 目標年度の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数	1 か所	市内で就労移行支援事業に取り組む 1 事業所の利用促進を図ります。

■就労定着支援

項目	目標	考え方
【目標値】 目標年度の就労定着支援事業による 1 年後の職場定着率	80%以上	国の基本指針を踏まえ、支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 80%以上と設定します。

（5）障がい児支援の提供体制の整備等

国基本指針の定める目標値

- 平成 32 年度（2020 年度）末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本。
- 平成 32 年度（2020 年度）末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本。市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 平成 32 年度（2020 年度）末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本。市町村単位での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- 平成 30 年度（2018 年度）末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本。

本計画での目標

項目	目標	考え方
【目標値】 児童発達支援センターの設置	設置	市内に支援の中核となる拠点を設置します。
【目標値】 保育所等訪問支援の利用できる体制の構築	構築	発達障がい関係では園の訪問支援に取り組んでいます。児童発達支援センターの設置と併せて体制の構築を検討します。
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	充実	市内に平成 26 年（2014 年）5 月に事業所が開設されており、今後サービスの充実を図るよう働きかけていきます。
【目標値】 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置	平成 30 年度（2018 年度）末までの設置を目指します。

第3節 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービスの見込量

■訪問系サービスの内容

居宅介護	障がいのある人のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。
同行援護	移動が困難な視覚障がいのある人等に対して、外出時において同行し、移動の援護を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。
重度障がい者等包括支援	障がい支援区分6（児童については区分6相当）で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。

■訪問系サービスの見込量

項目	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
居宅介護	実利用者(人/月)	43	45	48
	利用時間(時間/月)	336.0	355.0	382.0
重度訪問介護	実利用者(人/月)	0	0	0
	利用時間(時間/月)	0.0	0.0	0.0
同行援護	実利用者(人/月)	4	5	6
	利用時間(時間/月)	12.0	15.0	18.0
行動援護	実利用者(人/月)	1	1	1
	利用時間(時間/月)	8.0	8.0	8.0
重度障がい者等包括支援	実利用者(人/月)	0	0	0
	利用時間(時間/月)	0.0	0.0	0.0

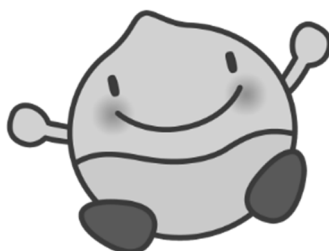
(2) 日中活動系サービスの見込量

■日中活動系サービスの内容

生活介護	常時介護が必要であり、障がい支援区分3以上である人、または年齢50歳以上で障がい支援区分2以上である人に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動等日中活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障がいのある人、精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の障がいのある人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	企業等や就労継続支援A型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人等を対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援 【新規】	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障がい支援区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、または障がい支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所	居家で介護する人が病気等の理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする場合、障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■ 日中活動系サービスの見込量

項目	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
生活介護	実利用者(人/月)	159	166	173
	利用時間(人日/月)	3,260	3,383	3,506
自立訓練(機能訓練)	実利用者(人/月)	4	4	4
	利用時間(人日/月)	40	40	40
自立訓練(生活訓練)	実利用者(人/月)	11	11	11
	利用時間(人日/月)	253	253	253
就労移行支援	実利用者(人/月)	4	4	4
	利用時間(人日/月)	84	84	84
就労継続支援(A型)	実利用者(人/月)	24	26	28
	利用時間(人日/月)	511	554	596
就労継続支援(B型)	実利用者(人/月)	135	137	139
	利用時間(人日/月)	2,525	2,562	2,599
就労定着支援【新規】	実利用者(人/月)	—	2	3
療養介護	実利用者(人/月)	16	16	16
短期入所(福祉型)	実利用者(人/月)	12	13	15
	利用時間(人日/月)	96	104	120
短期入所(医療型)	実利用者(人/月)	3	3	3
	利用時間(人日/月)	9	9	9



(3) 居住系サービスの見込量

■居住系サービスの内容

自立生活援助 【新規】	施設やグループホームを利用していた障がいのある人で一人暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、体調や生活面での課題などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源等の状況により通所することが困難な人または生活介護の利用者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■居住系サービスの見込量

項目	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
自立生活援助【新規】	実利用者(人/月)	0	1	1
共同生活援助	実利用者(人/月)	79	81	83
施設入所支援	実利用者(人/月)	94	93	92

(4) 相談支援の見込量

■相談支援の内容

計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がいのある人が、サービスを適切に利用できるよう、ケアマネジメント※によりサービス利用計画を作成します。
地域移行支援	施設入所中の障がいのある人及び入院中の精神障がいのある人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。
地域定着支援	一人暮らしの障がいのある人等に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態等への対応をします。

■相談支援の見込量

項目	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
計画相談支援	実利用者(人/月)	42	45	48
地域移行支援	実利用者(人/月)	1	1	1
地域定着支援	実利用者(人/月)	1	1	1

第4節 地域生活支援事業の見込量

(1) 地域生活支援事業の内容

■地域生活支援事業の内容

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がいのある人等に対する理解を深めるため、教室等の開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民が行うピアサポート※、災害対策、孤立防止活動、社会活動、ボランティア活動等について支援を行います。
障害者相談支援事業	障がいのある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じて、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング※等を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割として、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人等の相談を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって支援が必要な方について、家主等との入居契約や関係機関との調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人が、成年後見制度の申立てをする場合に必要な経費の一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がいのある人の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人を対象に、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣する事業を通じて、円滑な意思疎通を図ります。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する取り組みを行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人が、意思の伝達や社会参加するための手話奉仕員の養成講座を実施します。

事業名	内容
移動支援事業	外出時に支援が必要と認められた障がいのある人に対し、円滑に外出することができるよう、移動支援を実施し、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動等への社会参加を促進していきます。
地域活動支援センター事業	各機能を備えたセンターを通じて、創作的活動または生産活動等の機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。
福祉ホーム事業	住居を求めている障がいのある人に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な相談・助言の支援を行います。
日中一時支援事業	障がい者（児）の日中の活動の場を確保し、障がい者（児）の家族の就労支援及び障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。
訪問入浴支援事業	地域における障がいのある人の生活を支援するため、訪問により自宅で入浴サービスを提供し、障がいのある人の清潔保持、心身機能の維持を図ります。
自動車運転免許取得支援、自動車改造支援	自動車運転免許の取得や改造に要する費用の一部を助成する等、障がいのある人への支援により、社会参加を促進していきます。

（２）地域生活支援事業の見込量

■理解促進研修・啓発事業の見込量

項目	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

■自発的活動支援事業の見込量

項目	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無

■相談支援事業等の見込量

項目	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
障害者相談支援事業	箇所数	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	件/年	7	8	9
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

■意思疎通支援事業の見込量

項目	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	140	130	130
手話通訳者設置事業	設置数	1	1	1

■日常生活用具給付等事業の見込量

項目	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
日常生活用具給付等事業	件/年	1,260	1,294	1,324

■手話奉仕員養成研修事業の見込量

項目	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話奉仕員養成研修事業	人/年	18	15	18

■移動支援事業の見込量

項目	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
移動支援事業	人/月	7	7	7
	時間/月	150	170	190

■地域活動支援センター事業の見込量

項目	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
地域活動支援センター事業	箇所	1	1	1
	人/月	35	35	35

■福祉ホーム事業の見込量

項目	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
福祉ホーム事業	箇所	2	2	2
	人/月	10	10	10

■日中一時支援事業の見込量

項目	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
日中一時支援事業	人/月	60	70	70
	人日/月	120	130	130

■訪問入浴支援事業の見込量

項目	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
訪問入浴支援事業	人/月	5	6	6
	人日/月	39	47	47

■社会参加促進事業の見込量

項目	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
自動車運転免許取得支援 自動車改造支援	人/年	3	3	3

第5節 児童福祉法に基づくサービスの見込量

(1) 障がい児通所支援等の内容

■障がい児通所支援等の内容

児童発達支援	未就学の障がい児に対し、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。市内には該当施設はありませんが、今後取り組みについて検討します。
放課後等デイサービス	学校の授業の終了後または学校休業日に施設に通い、生活能力向上のための訓練及び社会交流の促進を支援します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対し、他の児童との集団生活適応のために専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援【新規】	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用するすべての障がい児に対して、利用計画を作成します。

(2) 障がい児通所支援等の見込量

■障がい児通所支援等の見込量

項目	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
児童発達支援	実利用者(人/月)	18	24	30
	利用時間(人日/月)	131	175	219
医療型児童発達支援	実利用者(人/月)	1	2	2
	利用時間(人日/月)	2	4	4
放課後等デイサービス	実利用者(人/月)	51	58	65
	利用時間(人日/月)	347	394	442
保育所等訪問支援	実利用者(人/月)	1	2	2
	利用時間(人日/月)	2	4	4
居宅訪問型児童発達支援【新規】	実利用者(人/月)	0	0	0
	利用時間(人日/月)	0	0	0
障がい児相談支援	実利用者(人/月)	10	14	16

第6節 サービス見込量の確保の考え方

(1) 訪問系サービスの見込量の確保

障がいの特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。
また、重度訪問介護や重度障がい者等包括支援については、サービス内容や対象者等について十分な情報を提供するとともに、実施事業者の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービスの見込量の確保

地域での生活を進めていくうえで、日中活動の場が必要となります。そのため、サービス利用希望者を把握し、事業者情報を提供していきます。

また、就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、地域の関係機関や団体と連携しながら、一般就労に向けた支援とその後の定着に向けた支援に取り組むとともに、企業における障がいのある人の就労にも配慮した職場環境づくりについて働きかけていきます。

福祉施設等における物品について販売支援や受注機会の拡大に取り組み、福祉的就労に携わっている人の工賃の確保にも留意していきます。

また、短期入所に関しては、今後も身近な地域で利用できるサービス提供体制の整備に努めるよう働きかけます。

(3) 居住系サービスの見込量の確保

グループホームについては、空き家等の活用を検討し、生活の場の確保に努めていきます。
また、施設入所支援については、真庭市障害者総合支援審査会を通じて決定する障がい支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めていきます。

(4) 地域生活支援事業の見込量の確保

必要なサービスが適正に利用できるよう、質・量の向上に努めるとともに、サービス内容とサービス提供事業者に関する情報を広く対象者に提供していきます。

(5) 児童福祉法に基づくサービスの見込量の確保

身近な地域で支援が受けられるよう、サービス事業者にサービス提供体制の充実を働きかけ、年齢に応じた重層的な支援を提供していきます。

また、医療的ケアを要する子どもへの円滑な支援を図れるよう、研修会等を通じて相談員の専門性の向上を図り、手続きや緊急時の対応などの体制の充実を目指します。

(6) 相談支援の見込量の確保

利用者の状態や希望を勘案し、連続性、一貫性を持ったサービスが提供されるよう調整し、利用者の状況等を定期的に確認のうえ、必要に応じた見直しを行うよう事業者に働きかけます。

また、サービス提供事業者の充実のため、必要な施策を確保していきます。



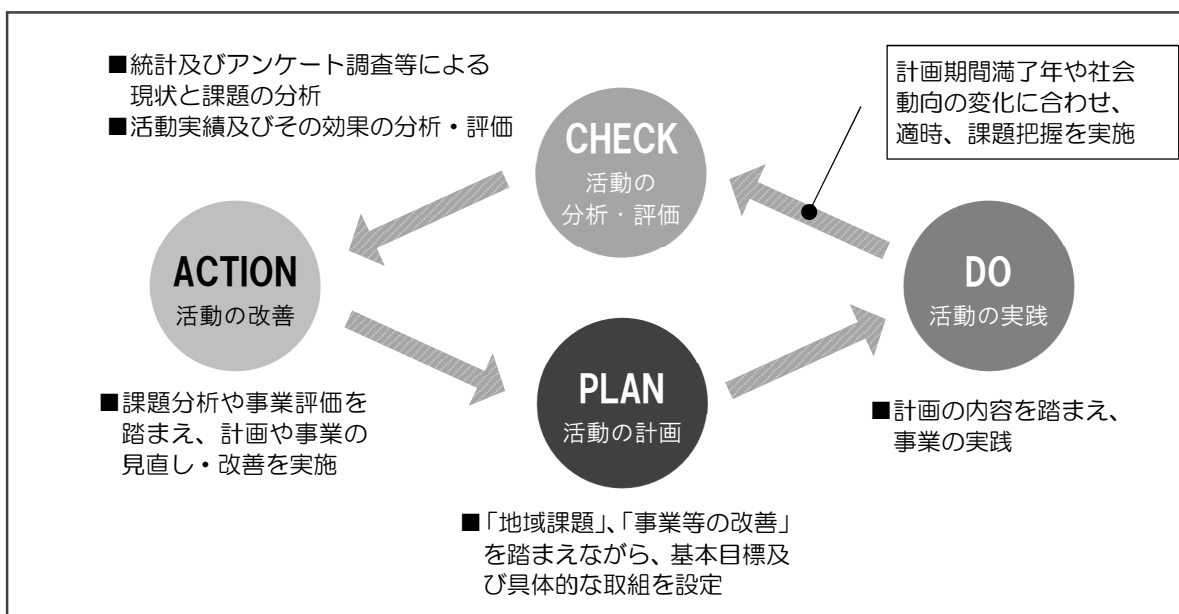
第6章 計画の推進と評価

第1節 計画の点検・管理体制

計画の円滑な推進のためには、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、はじめに現状分析と評価（Check）を行い、現行施策の見直し改善（Action）を図り、目標を定め具体的な事業を立案（Plan）し、実践（Do）する、「CAPDサイクル」体制により、有効性・効率性の高い施策実施を目指します。

計画の達成状況の点検及び評価等の進行管理にあたっては、保健・医療・福祉の関係機関・団体の代表者等で構成する「真庭地域自立支援協議会」を活用し、計画を点検及び評価する役割を担います。

■CAPDサイクルのプロセスのイメージ



第2節 協働による計画の推進

計画の実施にあたり、行政、市民、地域、当事者団体、社会福祉協議会、民間団体、企業等が相互に連携し、その役割を認識し、協働で推進していきます。

(1) 行政の役割

市は、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活していくうえで最も身近な行政主体として重要な役割を担っています。そのため、障がいのある人のニーズの把握に努めるとともに、国・県等と連携しながら、地域の実情にあったきめ細かな施策を全庁的な調整を図りながら計画的に進めます。

(2) 市民等の役割

障がいのある人が地域の一員として責任と役割を担い、気軽に日常の行事や活動に参加できるよう、地域や家庭、学校等において障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、地域で協力し合い、支え合える地域づくりを進めます。

障がい者団体は、障がいのある人の権利の擁護と理解の促進を図るとともに、社会参加を支援するため自主的な活動を展開していきます。

障がい福祉サービス等の提供事業者は、福祉サービスに関する情報提供に努めるとともに、障がいのある人の状況や意向を尊重した公正で適切なサービス提供に努めます。

企業においては、障がいのある人の雇用を積極的に進めるとともに、障がいのある人に配慮した職場環境づくりに努めます。



第7章 資料編

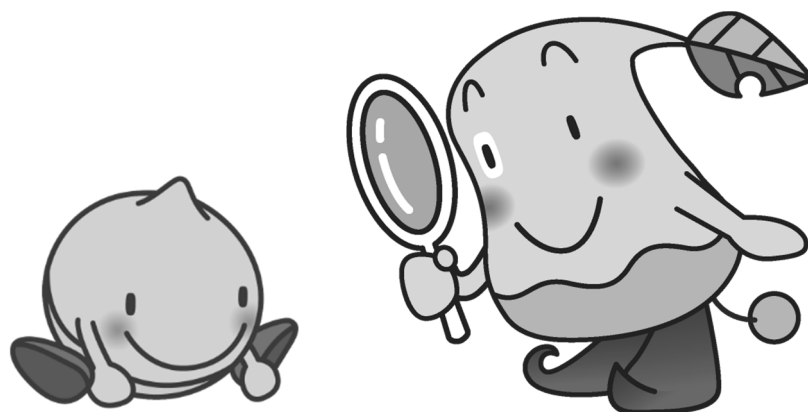
制度改正の動向

(1) 障がいのある人に関する法制度改正等の動向

■これまでの障がいのある人に関する法制度改正等の動向

年	法制度改正等の動向
平成 15 年(2003 年)	○「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」策定
平成 16 年(2004 年)	○「障害者基本法」改正 ○精神保健医療福祉の改革ビジョン
平成 17 年(2005 年)	○「発達障害支援法」施行
平成 18 年(2006 年)	○「障害者自立支援法」施行 ○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」施行 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」公布
平成 19 年(2007 年)	○「学校教育法」改正 ○「重点施策実施5か年計画（後期）」策定 ○「障害者権利条約」署名（未批准）
平成 20 年(2008 年)	○「児童福祉法」改正
平成 21 年(2009 年)	○「障害者雇用促進法」改正
平成 22 年(2010 年)	○「整備法」成立
平成 23 年(2011 年)	○「障害者虐待防止法」成立 ○「改正障害者基本法」成立
平成 24 年(2012 年)	○「障害者総合支援法」制定 ○「障害者虐待防止法」施行
平成 25 年(2013 年)	○「障害者優先調達推進法」施行 ○「障害者総合支援法」一部施行 ○「障害者差別解消法」制定 ○改正「障害者雇用促進法」制定 ○「公職選挙法」一部改正施行 ○第3次「障害者基本計画」策定
平成 26 年(2014 年)	○「障害者権利条約」批准 ○「難病の患者に対する医療等に関する法律」成立 ○改正「精神障害者保健福祉法」施行 ○「障害者総合支援法」全面施行
平成 27 年(2015 年)	○「障害者総合支援法対象疾病検討会」による対象疾病拡大

年	法制度改正等の動向
平成 28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者総合支援法及び児童福祉法改正案」閣議決定 ○改正「障害者雇用促進法」施行 ○「障害者差別解消法」施行 ○「発達障害者支援法」改正 ○「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定
平成 30 年 (2018 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○改正「児童福祉法」一部施行予定 ○改正「障害者総合支援法」一部施行予定



(2) 本計画策定にあたっての主なポイント

■障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

1. 障がい者の望む地域生活の支援
 - (1) 自立生活援助の創立
 - (2) 就労定着支援の創立
 - (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大
 - (4) 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用
2. 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
 - (1) 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
 - (2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
 - (3) 医療的ケアを要する障がい児に対する支援
 - (4) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障がい児福祉計画の策定）
3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
 - (1) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
 - (2) 障がい福祉サービス等の情報公表制度の創設

■第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて

1. 基本指針見直しの主なポイント
 - ・地域における生活の維持及び継続の推進
 - ・地域共生社会の実現に向けた取組
 - ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・就労定着に向けた支援
 - ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・発達障がい者支援の一層の充実
 2. 成果目標（計画期間が終了する平成32年度（2020年度）末の目標）
 - ①施設入所者の地域生活への移行
 - ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】
 - ③地域生活支援拠点等の整備
 - ④福祉施設から一般就労への移行
 - ⑤障がい児支援の提供体制の整備等【新たな項目】
 3. その他の見直し
 - ・障がい者虐待の防止、養護者に対する支援
 - ・障がい者の芸術文化活動支援
 - ・意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方
 - ・難病患者への一層の周知
 - ・障がいを理由とする差別の解消の推進
- 等

真庭市地域福祉計画等策定委員会設置規程

(設置)

第1条 真庭市地域福祉計画及び真庭市障がい者計画・障がい福祉計画（障がい児福祉計画）（以下「地域福祉計画等」という。）の策定に当たり、地域福祉と障害者に関することについて総合的な計画の検討及び推進を図るため、真庭市地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査し、及び検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 地域福祉計画等の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画等におけるその計画的事業推進に関すること。
- (3) 社会環境、住民ニーズの変化等に伴う地域福祉計画等の見直し・評価に関すること。
- (4) その他地域福祉計画等の事業推進に関する保健、福祉、教育等の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 行政関係者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 障害者団体関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、その職にあることによって委員となった者の任期は、その在職期間とする。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の多数決で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(小委員会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、小委員会を置くことができる。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、真庭市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年真庭市条例第47号）に基づき支給する。ただし、真庭市職員についてはこの限りでない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年6月17日から施行する。

この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

真庭市地域福祉計画等策定委員会委員名簿

任期：委嘱の日 29.5.18 から 32.3.31 まで

	分野	所属	委員役職	委員氏名	備考
1	保健医療関係者	真庭市医師会	医師	池田 文昭	副委員長
2		向陽台病院	ケースワーカー	矢木 公久	
3		真庭市愛育委員会	会長	杉本 喜美恵	
4	障害者団体関係者	旭川荘真庭地域センター	所長	須田 篤人	
5	福祉関係者	真庭地域自立支援協議会	会長	宮川 幸男	
6		真庭市社会福祉協議会	事務局長	國米 みどり	
7		真庭市老人福祉施設協議会	特別養護老人ホーム 千寿荘 荘長	小泉 立志	
8		真庭市老人クラブ連合会	代表	小林 寿満夫	
9		NPO法人子育て支援の会 サポートあい	代表	庄司 憲子	
10		真庭市ボランティア連絡協議会	副会長	國本 幸恵	
11		真庭市シルバー人材センター*	事務局長	篠山 宏之	
12	学識経験者	真庭市民生委員児童委員協議会	会長	三船 昌行	
13		新見公立短期大学	教授	山本 浩史	委員長
14	市長が必要と認める者	真庭市消防団	副団長	小野田 賢祐	
15	行政関係者	真庭市健康福祉部	部長	稲田 隆司	

事務局	健康福祉部 福祉課	課長	河本 京子	
		参事	谷岡 孝久	
		参事	石田 美智香	
		主幹	中島 みゆき	
		主査	三船 哲弘	

用語解説

A～Z

- **ICT** アイ・シー・ティー (Information and Communication Technology)
情報通信技術。単なる情報技術ではなく、多様で自由かつ便利なコミュニケーションの技術を示した言葉。
- **NPO** エヌ・ピー・オー (Non Profit Organization)
NPO法(特定非営利活動促進法)に基づいて申請し承認され、法人登記が完了した団体。特定非営利活動法人のことであり、政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体を指す。
- **OT** (作業療法士) オー・ティー (Occupational Therapist)
厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示のもとに、身体または精神に障がいのある人に対し、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせる等の作業療法を行う人を指す。
- **PT** (理学療法士) ピー・ティー (Physical Therapist)
厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示のもとに、身体に障がいのある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせたり、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える等の理学療法を行う人を指す。
- **ST** (言語聴覚士) エス・ティー (Speech Therapist)
厚生労働大臣の免許を受けて、音声機能、言語機能または聴覚に障がいのある人々に対して、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う人を指す。

ア行

- **愛育委員**
乳幼児から高齢者まですべての住民にとって健康で明るく住み良い地域にするため、行政と協力しながら活動している健康づくりボランティア。
- **アスペルガー症候群**
知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの。
- **一般就労**
労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。
- **医療的ケア**
たんの吸引や経管栄養の注入等、家族や看護師が日常的に行っている医療的介助行為。

カ行

■ 学習障がい（LD : Learning Disabilities）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもの。

■ 虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為を指す。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがある。

■ 共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。

■ 協働

複数の主体が、対等な立場で何らかの目標を共有し、共に力を合わせて活動すること。

■ ケアマネジメント

援助を必要とする人に対し、保健・医療・福祉など様々な社会資源を活用したケアプラン（計画）を作成し、適切なサービスを行うこと。

■ 高次脳機能障がい

主に脳の損傷によって様々な神経心理学的症状が現れ、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいで、脳の損傷部位によって特徴が出る。

■ 合理的配慮

障害者権利条約及び障害者基本計画で定義された言葉。障がいのある人が他の人と平等に基本的人権を享受できるよう、周囲の人々が一人ひとりの障がいの特性を考えて、障がいがあることで生じる不利益を解消するための適切な対応や調整を、過度な負担がかからない範囲で行うこと。

■ 告知放送

行政情報などを、行政情報告知端末を通じて「音声」で発信するサービス。

■ コーディネーター

仕事の流れを円滑にする調整者のこと。社会福祉の援助において、他の職種とのチームワークが不可欠であるが、その際にその人たちとの調整を行う。

■ コーディネート

相談に応じ、多様な福祉サービスを的確に利用するために、個別の要望に合わせたサービスの調整をしたり、そのために必要な関係機関を紹介すること。

サ行

■ 自閉症

言葉の発達の遅れ、対人関係・社会性の障がい、パターン化した行動・こだわりなど、3つの特徴をもつ障がい。

■ 手話通訳者

聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人のコミュニケーションを、手話を用いて通訳を行う人。一定の技術が必要であり、手話通訳全国統一試験等を合格した人。

■ 手話奉仕員

手話奉仕員養成講座を修了した人。自分の話す簡単な会話を手話で表すことができる人。

■ 障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域に、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

■ 情緒障がい

情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態を指す。

■ 自立支援医療

心身の障がい除去・低減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法で規定される。育成医療・更生医療・精神通院医療で構成されており、育成医療・更生医療は市町村が、精神通院医療は都道府県が実施している。

■ シルバー人材センター

健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的・短期的な就業、またはその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、提供することにより、生きがいの充実と福祉の増進を図り、活力ある地域づくりに寄与することを目的として設立した公共的な法人。

■ 人権擁護委員

法務大臣により委嘱され、基本的人権が侵犯されることのないように監視し、侵犯された場合には、その救済のために速やかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及及び高揚に努める人を指す。

■ 身体障がい者相談員

身体障がいのある人の福祉の増進を図るため、身体障がいのある人からの相談に応じたり、身体障がいのある人の更生のために必要な援助を行う人を指す。

■身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。障がいの程度別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。

■身体障がい者補助犬

補助犬とは、「視覚障がいのある人が街なかを安全に歩けるようにサポートする盲導犬」、「肢体不自由のある人の日常生活動作をサポートする介助犬」、「聴覚障がいのある人に生活の中の必要な音を知らせ、音源まで誘導する聴導犬」をいう。

■精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度別に重度の側から1級～3級の等級が定められている。

■成年後見制度

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が十分でない人が、財産管理や身上監護で不利益を被らないよう家庭裁判所に申立てを行い、代理権や同意権・取消権の付与を受けて、その人を援助してくれる人（成年後見人等）を付けてもらう仕組み。

■相談支援ファイル「はぐくみ」

支援が必要な子どもについて、関係機関が正確に情報を取得し、切れ目のない適切な支援やサービスを受けることができるよう、保健、福祉、医療の利用状況や発達面に関する診断・検査の記録を記入しておくノート。

タ行

■地域包括ケアシステム

平成37年(2025年)を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域で包括的な支援・サービスが提供できる体制のこと。高齢者だけでなく、障がい者、子ども・子育て分野への仕組みの拡大が求められている。

■知的障がい者相談員

知的障がいのある人の福祉の増進を図るため、知的障がいのある人またはその保護者の相談に応じたり、知的障がいのある人の更生のために必要な援助を行う人を指す。

■注意欠陥多動性障がい（ADHD：Attention Deficit Hyperactivity Disorder）

年齢あるいは発達に伴わない注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい。社会的な活動や学業の機能の支障をきたすものなどの脳機能の障がいで症状が通常低年齢において発現するものとされる。

■通級指導教室

通常の学級に在籍する比較的障がいの程度が軽い児童・生徒が、通常の学級に在籍しながらその子の障がい特性に合った特別な指導を行うための教室。

■特定疾患

難病の中でも積極的に研究を推進する必要がある疾患について、厚生労働省が指定し、調査研究を行っている疾患のこと。

■特別支援学級

小・中・高等学校及び中等教育学校に教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のために設置された学級。障がいのある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行う。

■特別支援学校

障がいの程度が比較的重い児童・生徒を対象として、専門性の高い教育を行う学校のこと。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行う。

ナ行

■難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものを指す。

■日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力の十分でない人が地域で安心して自立生活が営めるように福祉サービスの利用援助を行い、権利擁護を行っていくことを目的とする事業。

■認知症

記憶障がいから始まり、知的能力が脳の後天的な変化により著しく低下する病気。

ハ行

■発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

■パブリックコメント

行政が政策や計画などを立案するに当たり、計画等について公表し市民に意見等の提出を求めると、市民からの意見をくみ取って政策決定に反映させる機会を持たせる制度。

■ バリアフリー

「バリア（障壁）」を「フリー（除く）」であり、障壁となるもの取り除き、生活しやすくすることを意味する。建物内の段差など、物理的な障壁の除去という意味合いだけでなく、人々の理解や配慮（心のバリアフリー）などの広い意味で用いられている。

■ ピアカウンセリング

医療・心理・福祉などの専門家による相談活動ではなく、同じ問題・課題・不安などを共有する仲間（ピア）の間で、相互的に心理的サポートをし合うこと。

■ ピアサポート

ピアカウンセリングが相談を主軸としたサポートであることに対し、ピアサポートは仲間が相互に支え合い課題解決を行う活動。

■ 避難行動要支援者

災害時に、必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所へと避難するなどの適切な行動をとることが困難な人（寝たきりの高齢者や障がいのある人、妊婦、乳幼児など）を指す。

■ 福祉委員

地区社協、自治会、民生委員・児童委員、地域ボランティアとともに、住みやすい福祉のまちづくりを進めるため、身近な地域の見守りや声かけ、支え合い、助け合いの活動を行っている。

■ 福祉移送サービス

日常の外出において他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、外出を支援するサービス。

■ 福祉的就労

障がいなどの理由で企業で働けない人のために、働く場を提供する福祉のこと。こうした形で提供されている就労の場は、授産施設や福祉工場、作業所などと呼ばれていた。現在は就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型・B型）と呼ばれている。

■ 福祉避難所

災害発生後、高齢者や障がいのある人など一般の避難所では生活に支障をきたす人に対し、ケアが行われるほか多目的トイレや手すり、スロープなどの特別な支援や配慮が図られている避難所のこと。真庭市では市内の高齢者施設と障害者支援施設と福祉避難所の協定を結んでいる。

■ 法定雇用率

「障害者雇用促進法」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務付けられた障がい者雇用の割合。

■ ボランティア

自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。

マ行

■ 民生委員・児童委員

「民生委員」は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う人。行政協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持つ活動を行う。

「児童委員」は、児童の生活環境の改善、保健、福祉など、児童福祉に関する援助を行う人。民生委員がこれを兼ねる。

ヤ行

■ ユニバーサルデザイン

「ユニバーサル（普遍的、全体）」という言葉が示すように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることを指す。

■ ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）

ゆとりのある車内空間や車いす乗降口及びスロープの整備など、高齢者・障がいのある人のほか、妊産婦や子ども連れの人等、様々な人が利用しやすいよう配慮がされたタクシー車両。

■ 要約筆記者

難聴や聴覚障がいのある人で手話の分からない人のために手書きやパソコンなどの文字でコミュニケーションの支援を行う人。一定の技術が必要であり、全国統一要約筆記試験に合格した人。

■ 要約筆記奉仕員

要約筆記奉仕員養成講座を修了した人。難聴や聴覚障がいのある人で手話の分からない人のために手書きやパソコンなどの文字でコミュニケーションの支援を行う人。

ラ行

■ リハビリテーション

障がいのある人の人間としての権利を回復させるために、障がいのある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のことをいう。リハビリテーションには、医学、工学、職業、社会等の各専門分野があるが、障がいのある人の人間的復権を図るためには、それら諸技術の総合的推進が肝要である。

■療育

障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

■療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判断された人に対して交付される手帳。障がいの程度表示（岡山県）は、最重度・重度は「A」、中度・軽度は「B」となっている。

■レスパイトケア

レスパイトは休息・息抜きを意味し、乳幼児や障がい者（児）、高齢者などの在宅生活を介護・支援をしている家族等が、一時的に介護等から解放され、休息をとれるようにする支援のこと。

ワ行

■ワンストップサービス

一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させるように設計されたサービス。